# 厚沢部町地域防災計画

## ≪　資　料　編　≫

令和５年３月

厚　沢　部　町　防　災　会　議

# 目次

**1　防災組織 ..... 1**

資料１－１　防災会議の組織 ..... 1
資料１－２　災害対策本部の組織 ..... 2
資料１－３　災害対策本部の各部所掌事務 ..... 3
資料１－４　住民組織 ..... 9
資料１－５　諸機関の連絡先 ..... 10

**2　消防 ..... 11**

資料２－１　消防組織及び消防施設の現況 ..... 11

**3　災害履歴・気象等に関する資料等 ..... 13**

資料３－１　町の気象概況 ..... 13
資料３－２　町の災害記録 ..... 14
資料３－３　警報・注意報発表基準一覧表 ..... 17

**4　災害危険区域等 ..... 19**

資料４－１　水防区域 ..... 19
資料４－２　土砂災害（特別）警戒区域等 ..... 20
資料４－３　山地災害危険地区 ..... 22
資料４－４　危険物給油取扱所 ..... 23
資料４－５　危険物施設等を所有する事業所 ..... 24
資料４－６　要配慮者利用施設の災害の危険性 ..... 26

**5　防災設備・備蓄等 ..... 27**

資料５－１　防災資機材保有状況 ..... 27
資料５－２　除雪機械 ..... 28
資料５－３　防疫に必要な資機材等 ..... 28
資料５－４　米穀取扱業者 ..... 28
資料５－５　除去に必要な機械器具の種別、数量、所管 ..... 28

**6　避難に関する資料 ..... 29**

資料６－１　避難場所一覧 ..... 29

**7　応急・復旧 ..... 31**

資料７－１　事業別国庫負担等一覧 ･･････････････････････････････････････････････ 31
資料７－２　応急金融の大要 ･･････････････････････････････････････････････････ 35
資料７－３　応急仮設住宅の規模、構造等 ･･････････････････････････････････････ 48
資料７－４　災害救助法に基づく救助の実施と種類 ･･････････････････････････････ 48
資料７－５　北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱 ･･････････････････････ 49

**８　水防 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････ 53**

資料８－１　町の職員及び消防機関の身分証票 ･･････････････････････････････････ 53
資料８－２　公用負担権限委任証 ･･････････････････････････････････････････････ 54
資料８－３　公用負担命令票 ･･････････････････････････････････････････････････ 55
資料８－４　水防活動実績報告書 ･･････････････････････････････････････････････ 56
資料８－５　水防活動委任証 ･･････････････････････････････････････････････････ 57

**９　条例・要領等 ･･････････････････････････････････････････････････････････ 59**

資料９－１　厚沢部町防災会議条例 ･･････････････････････････････････････････ 59
資料９－２　厚沢部町防災会議運営規程 ･･････････････････････････････････････ 61
資料９－３　厚沢部町災害対策本部条例 ･･････････････････････････････････････ 62
資料９－４　災害情報等報告取扱要領 ･･････････････････････････････････････････ 63

**10　協定 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････ 73**

資料10　協定 ･･････････････････････････････････････････････････････････････ 73

# １　防災組織

## 資料１－１　防災会議の組織

| | 区分 | 役職 |
|---|---|---|
| 1 | 会長 | 厚沢部町長 |
| 2 | 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 | 檜山森林管理署長 |
| 3 | | 北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所長 |
| 4 | 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 | 北海道檜山振興局 地域創生部 地域政策課 主幹 |
| 5 | | 渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所長 |
| 6 | | 檜山振興局保健環境部長（江差保健所長） |
| 7 | 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 | 北海道警察江差警察署長 |
| 8 | 町長が、その部内の職員のうちから指名する者 | 厚沢部町副町長 |
| 9 | | 厚沢部町国民健康保険病院長 |
| 10 | | 総務財政課長 |
| 11 | 町の教育委員会教育長 | 厚沢部町教育委員会教育長 |
| 12 | 檜山広域行政組合厚沢部消防署長 | 檜山広域行政組合厚沢部消防署長 |
| 13 | 檜山広域行政組合厚沢部町消防団長 | 檜山広域行政組合厚沢部町消防団長 |
| 14 | 指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者 | 東日本電信電話㈱北海道事業部北海道南支店長 |
| 15 | | 北海道電力株式会社江差ネットワークセンター所長 |
| 16 | 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 | 厚沢部町町内会連絡協議会会長 |

## 資料１－２　災害対策本部の組織

**本部長**
町長

**副本部長**
副町長/教育長

**本部員**：各部長

| 部 | 部長 | 班 | 班長 | 所属 |
|---|---|---|---|---|
| 総務財政対策部 | 総務財政課長 | 総務班 | 情報管理係長<br>総務係長 | 情報管理係<br>総務係<br>議会事務局<br>選挙管理委員会事務局<br>出納課 |
| | | 財政班 | 財政係長<br>経理管財係長 | 財政係<br>経理管財係 |
| 広報・商工観光対策部 | 政策推進課長 | 広報斑 | 政策推進係長 | 政策推進係 |
| | | 商工観光班 | 商工観光係長 | 商工観光係 |
| 住民税務対策部 | 住民税務課長 | 住民班 | 住民係長<br>生活安全係長<br>課税収納係長<br>国保係長 | 住民係<br>生活安全係<br>課税収納係<br>国保係 |
| 保健福祉対策部 | 保健福祉課長 | 保健福祉班 | 福祉係長<br>介護保険係長<br>地域包括支援センター係長<br>健康増進係長<br>子育て支援係長<br>こども園係長 | 福祉係<br>介護保険係<br>地域包括支援センター係<br>健康増進係<br>子育て支援係<br>こども園係 |
| 農林対策部 | 農林課長 | 農林班 | 農業振興係長<br>農村整備係長<br>林業振興係長 | 農業振興係<br>農村整備係<br>林業振興係<br>農業委員会事務局 |
| 建設水道対策部 | 建設水道課長 | 土木管理班 | 管理係長<br>土木係長<br>建築施設係長 | 管理係<br>土木係<br>建築施設係 |
| | | 上下水道班 | 上下水道係長 | 上下水道係 |
| 教育対策部 | 教育委員会事務局長 | 教育班 | 学校教育係長<br>社会教育係長<br>総合給食センター係長 | 学校教育係<br>社会教育係<br>総合給食センター係 |
| 医療対策部 | 国民健康保険病院事務長 | 医療班 | 国民健康保険病院 | |
| 消防署 | 厚沢部消防署長 | 救急対策班 | 厚沢部消防署 | |

# 資料１－３　災害対策本部の各部所掌事務

## １　総務財政対策部（部長：総務財政課長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 総務班<br>　情報管理係<br>　総務係<br>　議会事務局<br>　選挙管理委員会事務局<br>　出納課 | （１）本部の庶務に関すること<br>（２）災害対策本部の設置に関すること<br>（３）災害対策本部会議に関すること<br>（４）防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること<br>（５）災害の状況及び災害情報の収集、調査、受理、伝達とその報告に関すること<br>（６）警察官、自衛隊、その他の防災関係機関及び団体の出動要請に関すること<br>（７）各部、各班の連絡調整に関すること<br>（８）避難場所の開設及び被災者の収容に関すること<br>（９）その他各班に属しない事項に関すること<br>(10) 避難指示・警戒区域等の設定に関すること<br>(11) 災害救助法適用の手続きに関すること<br>(12) 職員の安否確認・参集に関すること<br>(13) 通信の確保、維持・管理に関すること<br>(14) 庁舎・避難場所の安全確認に関すること<br>(15) 職員の健康管理に関すること<br>(16) 応援職員の受け入れ、運用に関すること |
| 財政班<br>　財政係<br>　経理管財係 | （１）災害対策及び復旧対策等に要する予算調整、資金計画に関すること<br>（２）町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること<br>（３）被害対策等に要する資材、物品等の購入及び経理に関すること<br>（４）その他災害に関する所掌事項に関すること<br>（５）地域情報インフラの把握・調整に関すること |

## ２　広報・商工観光対策部（部長：政策推進課長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 広報班<br>　政策推進係 | （１）災害応急対策等について、広報及び企画実施に関すること<br>（２）緊急避難等の周知に関すること<br>（３）災害報道記事、災害写真の収集及び報道機関との連絡に関すること<br>（４）気象等の予警報及び災害情報の受理、伝達に関すること<br>（５）被災地の巡回広聴活動に関すること<br>（６）地域住民への広報に関すること<br>（７）報道機関への広報に関すること<br>（８）国、道、他自治体への広報に関すること<br>（９）来庁者への対応（避難誘導等）に関すること |
| 商工観光班<br>　商工観光係 | （１）商工業、観光施設、被災企業等の災害調査に関すること<br>（２）商工業、観光施設、被災企業等の応急復旧対策に関すること<br>（３）災害時の生活物資の供給計画の作成及び実施に関すること |

## ３　住民税務対策部（部長：住民税務課長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 住民班<br>　住民係<br>　生活安全係<br>　課税収納係<br>　国保係 | （１）被害の状況調査に関すること<br>（２）被災者名簿、被害の取りまとめに関すること<br>（３）被災者の税の減免について資料の収集に関すること<br>（４）その他災害に関する所掌事項に関すること<br>（５）罹災証明書の発行に関すること<br>（６）環境衛生処理施設など衛生関係の被害調査に関すること<br>（７）環境衛生処理施設など衛生関係の応急対策、復旧対策に関すること<br>（８）遺体の処理及び埋葬に関すること<br>（９）保健所との災害関係連絡調整に関すること<br>(10) 廃棄物の仮置き場の設置に関すること<br>(11) ごみ、廃棄物の処理（周知、収集、処分）に関すること<br>(12) ペット対策に関すること<br>(13) 町内会との連絡・調整に関すること<br>(14) 犯罪防止体制の把握・調整に関すること |

## ４　保健福祉対策部（部長：保健福祉課長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 保健福祉班<br>　福祉係<br>　介護保険係<br>　地域包括支援センター係<br>　健康増進係<br>　子育て支援係<br>　こども園係 | （１）社会福祉施設の被害調査に関すること<br>（２）社会福祉施設の応急対策、復旧対策に関すること<br>（３）救援物資の調達並びに義援金品の受付、配分及び輸送に関すること<br>（４）被災者の収容施設への受入れに関すること<br>（５）被災地域の老人世帯、身障世帯及び母子世帯の援護に関すること<br>（６）園児の保護に関すること<br>（７）被災者に対する相談に関すること（メンタルヘルスケア含む）<br>（８）行方不明者の捜索に関すること<br>（９）被災者の救出活動に関すること<br>(10) 高齢者・障がい者等の介護に関すること<br>(11) ボランティアの受入れ、運用に関すること<br>(12) 被災地の防疫等、環境衛生保持に関すること<br>(13) 災害時の医薬品、その他衛生材の供給及び確保に関すること<br>(14) 入浴対策に関すること |

## ５　農林対策部（部長：農林課長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 農林班<br>　農業振興係<br>　農村整備係<br>　林業振興係<br>　農業委員会事務局 | （１）農業施設、農作物、畜産、家畜、林業施設、林野等の災害調査に関すること<br>（２）農業施設、農作物、畜産、家畜、林業施設、林野等の応急対策、復旧対策に関すること<br>（３）営農指導等援護に関すること<br>（４）救農事業等の企画、実施に関すること<br>（５）関係資金のあっせんに関すること<br>（６）被災家畜の防疫に関すること<br>（７）家畜飼料の確保に関すること<br>（８）その他災害に関する所掌事務に関すること<br>（９）ダム施設の応急対策に関すること |

## ６　建設水道対策部（部長：建設水道課長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 土木管理班<br>　管理係<br>　土木係<br>　建築施設係 | （１）道路、橋梁、河川施設等土木関係の被害調査に関すること<br>（２）道路、橋梁、河川施設等土木関係の応急対策、復旧対策に関すること<br>（３）交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること<br>（４）災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること<br>（５）災害時における一般車輌及び土木建設用機械等の調達、運用計画に関すること<br>（６）災害応急資材の調達、配分、備蓄計画の作成及び実施に関すること<br>（７）市街地の浸水対策に関すること<br>（８）被災地の住宅対策及び住宅建築指導に関すること<br>（９）住宅金融公庫の特別融資及び災害融資のあっせんに関すること<br>(10) 避難場所、応急仮設住宅等の確保保全に関すること<br>(11) 災害対策全般（他班の主管に属するものを除く。）について所掌事項に関すること<br>(12) 災害物資の輸送に関すること（食料・物資の供給）<br>(13) 被災者、避難者等の輸送に関すること |
| 上下水道班<br>　上下水道係 | （１）水道施設等の被害調査に関すること<br>（２）水道施設等の応急対策、復旧対策に関すること<br>（３）災害時における上下水道施設の復旧及び給水計画に関すること<br>（４）飲料水の供給に関すること<br>（５）集排施設等の被害調査に関すること<br>（６）集排施設等の応急対策、復旧対策に関すること |

## ７　教育対策部（部長：教育委員会事務局長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 教育班<br>　学校教育係<br>　社会教育係<br>　総合給食センター係 | （１）文教、給食施設の被害調査に関すること<br>（２）文教、給食施設の応急対策、復旧対策に関すること<br>（３）被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること<br>（４）文教施設の利用可能状況について<br>（５）児童生徒の被災状況調査に関すること<br>（６）文教施設等が避難所利用として必要となる場合の調整<br>（７）児童生徒の応急教育に関すること<br>（８）被災児童生徒の医療防疫及び学用品等の供与に関すること<br>（９）文教施設及び文化財の保全に関すること<br>(10) 被災者に対する炊き出し、給食計画及び実施に関すること |

## ８　医療対策部（部長：国民健康保険病院事務長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 医療班<br>国民健康保険病院 | （１）災害時における救急医療体制の計画を作成し実施すること<br>（２）災害時において医療班の出動要請に対する医療活動を実施すること<br>（３）医療、救護所設置時における診療運営に関すること<br>（４）医療班の出動等医療活動を実施した際の医療活動報告書の作成に関すること<br>（５）医療施設の保持並びに応急対策復旧対策に関すること<br>（６）その他医療活動の実施に伴う事務処理に関すること<br>（７）院内災害対策本部の設置に関すること<br>（８）情報収集体制の構築に関すること<br>（９）院内患者状況の確認に関すること<br>(10) 建物被災情報の確認に関すること<br>(11) 職員安否情報の確認に関すること<br>(12) 診療提供能力の確認に関すること<br>(13) 災害医療体制への切替に関すること<br>(14) バイタルサイン安定化のための治療に関すること<br>(15) 病状を悪化させないための治療に関すること<br>(16) トリアージの実施に関すること<br>(17) 患者の搬送・誘導に関すること<br>(18) 入院患者の他院への搬送に関すること<br>(19) 避難路・搬送路の確保に関すること<br>(20) 医療品等の調達に関すること<br>(21) 臨時スペースの設営（トリアージや収容スペース）に関すること<br>(22) 院内設備の点検に関すること<br>(23) ライフラインの確保に関すること<br>(24) エネルギー管理（非常用発電設備の管理）に関すること<br>(25) 備蓄燃料等の調達に関すること<br>(26) 食事の提供に関すること<br>(27) 駐車場等の交通整理（優先車両の誘導等）に関すること<br>(28) 院内セキュリティの確保（個人情報管理、現金・麻薬・劇薬保管）に関すること<br>※上述業務は病院内における業務 |

## ９　厚沢部消防署（部長：厚沢部消防署長）

| 班 | 所掌業務 |
|---|---|
| 救急対策班 | （１）災害の救助救急に関すること<br>（２）災害の応急対策及び復旧対策に関すること<br>（３）消防職員の動員に関すること<br>（４）消防団員・水防団員の動員に関すること<br>（５）災害対策本部との連絡調整に関すること<br>（６）災害予防に関すること<br>（７）安全管理に関すること<br>（８）災害の警戒及び防御に関すること<br>（９）消火活動に関すること<br>(10) 行方不明者の捜索に関すること<br>(11) 避難誘導に関すること<br>(12) 水防活動に関すること<br>(13) 火災等の損害・原因調査に関すること<br>(14) 二次災害予防に関すること |

# 資料１－４　住民組織

## １　町内会

| 名称 | 代表者 | 備考 | 名称 | 代表者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 美和町内会 | 町内会長 | | 鶉町町内会 | 町内会長 | |
| 富栄町内会 | 〃 | | 相生共和町内会 | 〃 | |
| 緑町町内会 | 〃 | | 木間内町内会 | 〃 | |
| 本町新町町内会 | 〃 | | 新栄町内会 | 〃 | |
| 赤沼町町内会 | 〃 | | 当路町内会 | 〃 | |
| 松園町町内会 | 〃 | | 館町町内会 | 〃 | |
| 上里町内会 | 〃 | | 南館町町内会 | 〃 | |
| 滝野稲見町内会 | 〃 | | 中館町内会 | 〃 | |
| 清水町内会 | 〃 | | 城丘町内会 | 〃 | |
| 鶉町内会 | 〃 | | 富里町内会 | 〃 | |

## ２　住民組織

| 団体名 | 事務局 |
|---|---|
| 厚沢部町町内会連絡協議会 | 厚沢部町役場住民税務課（生活安全係） |
| 厚沢部商工会女性部 | 厚沢部商工会 |
| ＪＡ新はこだて厚沢部地区女性部 | ＪＡ新はこだて厚沢部営農センター(営農生産課) |

## 資料１－５　諸機関の連絡先

| 機関名 | 電話番号 | 機関名 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 厚沢部町役場 | 64-3311 | 檜山広域行政組合厚沢部消防署 | 64-3064 |
| 檜山森林管理署 | 64-3201 | 檜山広域行政組合館分遣所 | 66-2073 |
| 厚沢部町国民健康保険病院 | 64-3036 | 檜山広域行政組合鶉分遣所 | 65-6051 |
| 厚沢部土地改良区 | 67-2246 | 厚沢部郵便局 | 64-3300 |
| 江差警察署厚沢部駐在所 | 64-3350 | 館郵便局 | 66-2200 |
| 江差警察署館駐在所 | 66-2003 | 鶉郵便局 | 65-6300 |
| 江差警察署鶉駐在所 | 65-6014 | | |

# ２　消防

## 資料２－１　消防組織及び消防施設の現況

### １　消防組織

（令和４年４月１日現在）

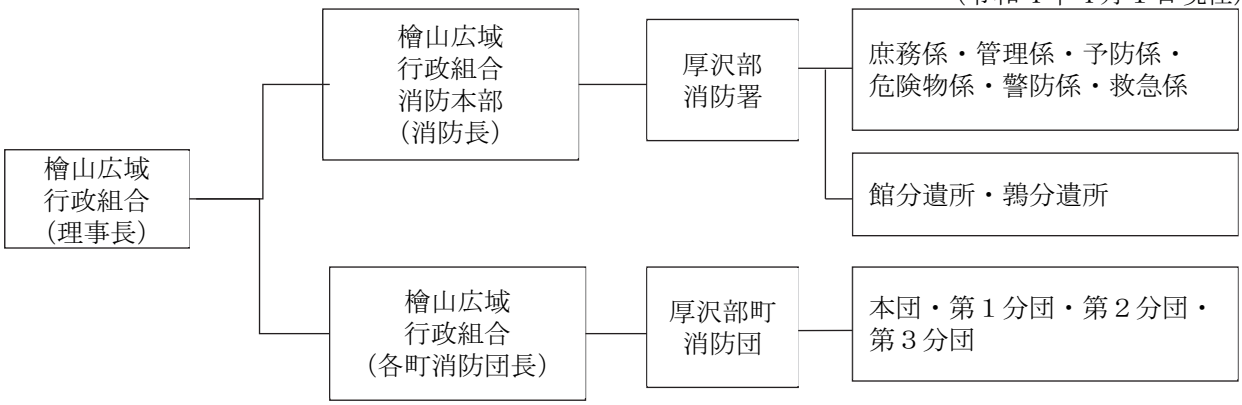


### ２　消防団員の配置状況

令和４年４月１日現在

| 全　　町 | | 本　団 | 第１分団 | 第２分団 | 第３分団 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 団　　長 | １人 | １人 | | | | |
| 副 団 長 | ２人 | ２人 | | | | |
| 分 団 長 | ３人 | | １人 | １人 | １人 | |
| 副分団長 | ３人 | | １人 | １人 | １人 | |
| 部　　長 | ８人 | | ３人 | ２人 | ３人 | |
| 班　　長 | 19人 | | ７人 | ５人 | ７人 | |
| 団　　員 | 67人 | | 25人 | 24人 | 18人 | |
| 合　計 | 103人 | ３人 | 37人 | 33人 | 30人 | |

## ３　消防施設整備計画

令和４年４月１日現在

| 区　分 | | 算定数 | 整備数 | 不足数 | 年度別更新計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車 | | 5 | 5 | 0 | 1 | | 1 | 2 |
| 小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ（積載車等） | | 5 | 5 | 0 | | 2 | | |
| 救急車 | | 1 | 1 | 0 | 1 | | | |
| 消防無線 | 基地局 | － | 2 | － | | | | |
| | 固定局 | － | 24 | － | | | | |
| | 移動用 | － | 25 | － | | | | |
| 消防水利 | | 174 | 89 | 85 | | | | |

※署所管理分及び消防団管理分

※「算定数」は消防力の整備指針に基づいて算定した数

※「年度別更新計画」は第６次厚沢部町総合計画による数

## ４　水利施設

令和４年４月１日現在

| 区　分 | 消火栓 | 防火水槽 |
|---|---|---|
| 公　設 | 87 | 63 |
| 私　設 | 0 | － |
| 合　計 | 87 | 63 |

# ３　災害履歴・気象等に関する資料等

## 資料３－１　町の気象概況

| 年 | 気温(℃) | | 降水量(mm) | | 降雪量(cm) | 最大風速(m/s) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 最高 | 最低 | 月最大 | 年合計 | 最大 | 最大 | 風向 |
| 平成25年 | 30.9 | -21.2 | 388.5 | 1586.0 | 193 | 9.1 | 東南東 |
| 平成26年 | 33.0 | -22.7 | 305.5 | 1228.5 | 188 | 7.2 | 南東 |
| 平成27年 | 29.5 | -13.1 | 148.5 | 1378.0 | 122 | 8.2 | 南西 |
| 平成28年 | 33.2 | -15.9 | 184.0 | 1406.5 | 169 | 14.5 | 東南東 |
| 平成29年 | 31.8 | -17.8 | 240.5 | 1335.5 | 186 | 9.9 | 東南東 |
| 平成30年 | 33.6 | -19.9 | 281.5 | 1770.0 | 234 | 9.7 | 東南東 |
| 令和元年 | 33.8 | -18.0 | 219.0 | 1005.5 | 154 | 7.3 | 東南東 |
| 令和２年 | 33.2 | -20.2 | 145.0 | 1171.0 | 124 | 7.6 | 東南東 |
| 令和３年 | 34.7 | -20.0 | 196.0 | 1437.0 | 135 | 9.0 | 東南東 |
| 令和４年 | 31.3 | -23.1 | 352.0 | 1581.5 | 206 | 7.7 | 東南東 |

気象庁ホームページ：観測地点（鶉）

## 資料３－２　町の災害記録

| 発生年月日 | 災害種別 | 被害区域 | 被害状況 |
|---|---|---|---|
| 平成25年8月18日 | 大雨 | 厚沢部町全域<br>（災害対策本部設置） | 床上浸水家屋　4棟（6世帯6人）<br>（被害額　4,510千円）<br>床下浸水家屋15棟（15世帯40人）<br>農地被害（田19.36ha、畑0.98ha）<br>（被害額　26,550千円）<br>農作物被害（田18.7ha、畑123.6ha）<br>（被害額 91,974千円）<br>農業用施設　92ヶ所<br>（被害額79,000千円）<br>営農施設（ビニールハウス）（13箇所）<br>（被害額1,508千円）<br>農業被害（その他）　21ヶ所<br>（被害額2,641千円）<br>河川被害　6ヶ所<br>（被害額 5,700千円）<br>道路被害 47ヶ所<br>（被害額20,000千円）<br>林道被害　7ヶ所<br>（被害額　5,600千円）<br>林業被害（その他）　3ヶ所<br>（被害額 700千円）<br>水道被害　2ヶ所<br>（被害額　1,317千円）<br>罹災世帯数 4世帯<br>罹災災者数　7人<br>社会教育施設被害　3ヶ所<br>（被害額　1,550千円）<br>キャンプ場施設　1ヶ所<br>（被害額　158千円）<br>被害額合計　241,208千円 |
| 平成25年11月21日 | 落雷 | 上の山 | 防災行政無線　1ヶ所<br>（被害額　545千円）<br>消防無線 1ヶ所<br>（被害額　210千円）<br>被害額合計　755千円 |
| 平成26年11月3日 | 暴風 | 鶉 | 道路被害　１ヶ所<br>（被害額　50千円）<br>被害額合計　50千円 |
| 平成27年4月3日 | 大雨<br>洪水<br>暴風 | 厚沢部町全域 | 農地被害（田1.6ha、畑3.0ha）<br>（被害額　3,200千円）<br>農業用施設被害　14ヶ所<br>（被害額　7,000千円）<br>営農施設被害　7棟<br>（被害額　6,000千円）<br>被害額合計　16,200千円 |
| 平成27年8月6日～7日 | 大雨<br>洪水 | 鶉・稲見・中館 | 農業用施設　6ヶ所<br>（被害額　2,250千円）<br>道路被害　6ヶ所<br>（被害額　432千円）<br>被害額合計　2,682千円 |

| 発生年月日 | 災害種別 | 被害区域 | 被害状況 |
|---|---|---|---|
| 平成28年8月30日～8月31日 | 暴風<br>大雨 | 厚沢部町全域 | 農作物被害（田41ha、畑139.7ha）<br>（被害額　42,100千円）<br>農業用施設被害　14ヶ所<br>（被害額　620千円）<br>営農施設被害　12ヶ所<br>（被害額　4,000千円）<br>農業被害（その他）　1ヶ所<br>（被害額　500千円）<br>河川被害　5ヶ所<br>（被害額　1,192千円）<br>道路被害　81ヶ所<br>（被害額　2,421千円）<br>林地被害　3ヶ所<br>（被害額　2,516千円）<br>林道被害　32ヶ所<br>（被害額　480千円）<br>商工被害　1ヶ所<br>（被害額　1,000千円）<br>その他被害　55ヶ所<br>（被害額　506千円）<br>被害額合計　55,335千円 |
| 平成29年4月17日～4月18日 | 暴風<br>大雨 | 厚沢部町全域 | 非住家被害　1ヶ所<br>（被害額　300千円）<br>営農施設被害　10ヶ所<br>（被害額　1,170千円）<br>その他被害　4か所<br>（被害額　2,606千円）<br>被害額合計　4,076千円 |
| 平成29年9月17日～18日 | 台風18号 | 厚沢部町全域 | 農地被害（田1,001ha）<br>（被害額　2,800千円）<br>農作物被害（田8ha　畑28ha）<br>（被害額　17,110千円）<br>農業用施設被害　19ヶ所<br>（被害額　6,859千円）<br>河川被害　2ヶ所<br>（被害額　1,200千円）<br>道路被害　1ヶ所<br>（被害額　200千円）<br>林道被害　7ヶ所<br>（被害額　1,600千円）<br>被害合計額　29,769千円 |
| 平成30年1月～3月 | 大雪<br>暴風 | 厚沢部町全域 | 住家被害　3棟<br>（被害額　60千円）<br>非住家被害　9棟<br>（被害額　12,442千円）<br>営農施設被害　12ヶ所<br>（被害額　10,707千円）<br>畜産被害　1ヶ所<br>（被害額　20,000千円）<br>その他被害　4ヶ所<br>（被害額　203千円）<br>被害額合計　43,412千円 |

| 発生年月日 | 災害種別 | 被害区域 | 被害状況 |
|---|---|---|---|
| 平成30年8月16日～17日 | 大雨 | 相生・共和・中館地区 | 農業用施設被害　15ヶ所<br>（被害額　2,779千円）<br>河川被害　2ヶ所<br>（被害額　300千円）<br>道路被害　5ヶ所<br>（被害額　700千円）<br>林道被害　2ヶ所<br>（被害額　1,000千円）<br>被害合計額　4,779千円 |
| 平成30年8月31日 | 大雨 | 南館町・城丘・中館・相生・共和 | 農業用施設被害　7ヶ所<br>（被害額　627千円）<br>道路被害　2ヶ所<br>（被害額　486千円）<br>被害額合計　1,113千円 |
| 平成30年9月6日 | 北海道<br>胆振東部<br>地震 | 厚沢部町全域 | 農業被害　1か所<br>（被害額　162千円）<br>商工被害　14ヶ所<br>（被害額　17,898千円）<br>その他被害　5ヶ所<br>（被害額　2,453千円）<br>被害額合計　20,513千円 |
| 令和3年2月17日 | 暴風雪 | 厚沢部町全域 | 住家被害　1棟<br>（被害額　18千円）<br>公立文教施設被害　2ヶ所<br>（被害額　217千円）<br>被害額合計　235千円） |
| 令和4年2月17日 | 大雪<br>暴風雪 | 厚沢部町全域 | 住家被害　1棟<br>（被害額　857千円）<br>その他被害　2ヶ所<br>（被害額　1,059千円）<br>被害額合計　1,916千円 |
| 令和4年6月28日 | 大雨に<br>よる<br>浸水被害 | 厚沢部町全域 | 農地被害（畑0.2ha）<br>（被害額　1,200千円）<br>農作物被害（田1.2ha　畑18.98ha）<br>（被害額　17,242千円）<br>農業用施設被害　36ヶ所<br>（被害額　18,365千円）<br>河川被害　4ヶ所<br>（被害額　3,377千円）<br>道路被害　7ヶ所<br>（被害額　4,340千円）<br>林道被害　7ヶ所<br>（被害額　3,118千円）<br>被害額合計　47,642千円 |
| 令和4年8月8日 | 大雨に<br>よる<br>浸水被害 | 厚沢部町全域 | 農業用施設被害　4ヶ所<br>（被害額　500千円）<br>河川被害　4ヶ所<br>（被害額　2,987千円）<br>道路被害　6ヶ所<br>（被害額　1,364千円）<br>被害額合計　4,851千円 |

# 資料３－３　警報・注意報発表基準一覧表

令和３年６月８日現在
発表官署　函館地方気象台

| | | | |
|---|---|---|---|
| 厚沢部町 | 府県予報区 | 渡島・檜山地方 | |
| | 一次細分区域 | 檜山地方 | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 檜山南部 | |
| 警報 | 大雨（浸水害） | 表面雨量指数基準 | 12 |
| | 大雨（土砂災害） | 土壌雨量指数基準 | 131 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 厚沢部川流域=41，安野呂川流域=20.3，鶉川流域=18.9，糠野川流域=14.7 |
| | | 複合基準*1 | 厚沢部川流域=（9，30.2），鶉川流域=（7，16.6） |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | － |
| | 暴風 | 平均風速 | 20m/s |
| | 暴風雪 | 平均風速 | 20m/s　雪による視程障害を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ40cm |
| | 波浪 | 有義波高 | — |
| | 高潮 | 潮位 | — |
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準 | 7 |
| | | 土壌雨量指数基準 | 77 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 厚沢部川流域=29.8，安野呂川流域=16.2，鶉川流域=15.1，糠野川流域=11.7 |
| | | 複合基準*1 | 厚沢部川流域=（7，23.3），安野呂川流域=（5，12.6），鶉川流域=（5，11.7），糠野川流域=（5，11.7） |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | － |
| | 強風 | 平均風速 | 13m/s |
| | 風雪 | 平均風速 | 13m/s　雪による視程障害を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ25cm |
| | 波浪 | 有義波高 | — |
| | 高潮 | 潮位 | — |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | 60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計 | |
| | 濃霧 | 視程 | 200m |
| | 乾燥 | 最小湿度35％　実効湿度65％ | |
| | なだれ | ①24時間降雪の深さ30cm以上<br>②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温５℃以上 | |
| | 低温 | 通年：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 | |
| | 霜 | 最低気温３℃以下 | |
| | 着氷 | | |
| | 着雪 | 気温０℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続 | |
| 記録的短時間大雨情報 | | １時間雨量 | 100mm |

*1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

# ４　災害危険区域等

## 資料４－１　水防区域

| 水系名 | 河川名 | 右・左岸 | 起点位置（km） | | | 終点位置（km | | | 重要水防区域延長（km） | 重要度 | 築堤有・無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 地区名 | 位置名称 | 距離 | 地区名 | 位置名称 | 距離 | | | | |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 左岸 | 美和 | (国)柳崎橋 | 1.30 | 美和 | (国)柳崎橋から0.5km上流 | 1.80 | 0.50 | B | 有 | 樋門 |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 左岸 | 美和 | (国)柳崎橋から0.5km上流 | 1.80 | 美和 | (町)基栄橋から1.1km下流 | 3.30 | 1.50 | B | 有 | |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 左岸 | 緑町 | (国)俄虫橋から0.35km下流 | 7.60 | 緑町 | (国)俄虫橋 | 7.95 | 0.35 | B | 有 | 樋門 |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 右岸 | 赤沼町 | 上小黒沢との合流点から0.35km上流 | 6.50 | 赤沼町 | (道)赤沼橋 | 7.50 | 1.00 | B | 有 | 取水堰 |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 右岸 | 赤沼町 | (道)赤沼橋から0.1km上流 | 7.60 | 赤沼町 | (国)俄虫橋 | 7.95 | 0.35 | B | 有 | |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 右岸 | 新町 | (国)俄虫橋 | 7.95 | 本町 | (道) 松園橋 | 8.90 | 0.95 | B | 有 | 取水堰 |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 左岸 | 南館町 | 厚沢部川との合流点 | 0.00 | 南館町 | (道) 糠野橋 | 0.20 | 0.20 | B | 有 | |
| 厚沢部川 | 厚沢部川 | 左岸 | 南館町 | (道)糠野橋から0.95km上流 | 1.15 | 南館町 | (道)糠野橋から1.55km上流 | 1.75 | 0.60 | B | 有 | |

# 資料４－２　土砂災害（特別）警戒区域等

## １　土砂災害（特別）警戒区域

| 事象 | 区域番号 | 区域の名称 | 指定年月日 | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 土石流 | Ⅰ-24-0780 | 米谷の沢川 | 平成 30 年 8 月 31 日 | ○ | ○ |
| 土石流 | Ⅰ-24-0790 | 高校の沢川 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ○ | ○ |
| 土石流 | Ⅰ-24-0800 | 本町の沢川 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ○ | ○ |
| 土石流 | Ⅰ-24-0840 | 松園町沢川 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ○ | ○ |
| 土石流 | Ⅰ-24-0850 | 畑内川 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅰ-24-0860 | 高橋の沢川 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅱ-24-0760 | 久保田の沢川 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅱ-24-0770 | 田澤の沢川 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅱ-24-0810 | 石村の沢川 | 平成 30 年 8 月 31 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅱ-24-0820 | 砂採取の沢川 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | ○ |
| 土石流 | Ⅱ-24-0830 | 木村の沢川 | 平成 31 年 2 月 8 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅱ-24-0870 | 庄山の沢川 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅱ-24-0880 | 目名橋の沢川 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | |
| 土石流 | Ⅱ-24-0890 | 佐々木の沢川 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | |
| 地すべり | 〈3〉-2-363-363-0001 | 美和 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | |
| 急傾斜地 | Ⅰ-2-448-1486 | 厚沢部館町 1 | 平成 31 年 2 月 8 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅰ-2-449-1487 | 厚沢部館町 2 | 平成 31 年 2 月 8 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅱ-2-296-1079 | 厚沢部館町 3 | 平成 31 年 2 月 8 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅰ-2-450-1488 | 厚沢部新栄 | 平成 24 年 11 月 27 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅰ-2-451-1489 | 厚沢部本町 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅱ-2-297-1080 | 厚沢部本町 1 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅰ-2-452-1490 | 厚沢部本町 2 | 平成 29 年 5 月 30 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅱ-2-298-1081 | 厚沢部新町 1 | 平成 30 年 8 月 31 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅱ-2-299-1082 | 厚沢部新町 2 | 平成 30 年 8 月 31 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅱ-2-300-1083 | 厚沢部稲見 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅱ-2-301-1084 | 厚沢部清水 1 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | ○ |
| 急傾斜地 | Ⅱ-2-302-1085 | 厚沢部清水 2 | 令和元年 12 月 10 日 | ○ | ○ |

## ２　急傾斜地崩壊危険区域

| 名称 | 位置 | |
|---|---|---|
| 厚沢部町本町急傾斜地崩壊危険区域 | 標柱番号１ | 厚沢部町本町 97 |
| | 標柱番号２ | 厚沢部町本町 131 の１ |
| | 標柱番号３ | 厚沢部町本町 130 |
| | 標柱番号４ | 厚沢部町本町 129 の１ |
| | 標柱番号５ | 厚沢部町本町 109 |

表の位置に掲げる地番の土地に存する標柱１号から５号までを順次結んだ線及び標柱１号と５号を結んだ線とによって囲まれた区域

## ３　地すべり防止区域

| 地区名 | 指定地面積（ｈａ） | | | | 指定年月日 | | 地すべり防止工事 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 耕地 | 林地 | その他 | 計 | 告示年月日 | 告示番号 | 着工 | 完成 |
| 稲見 | 8.78 | 8.23 | 0.27 | 17.28 | 平成５年４月 22 日 | 419 | 平成５年 | 平成 11 年 |

## 資料４－３　山地災害危険地区

| 事象 | 箇所番号 | 地区 |
|---|---|---|
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0009 | 松園町 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0006 | 本町 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0007 | 本町 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0008 | 新町 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0004 | 字美和 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0002 | 字滝野 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0001 | 字滝野 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0005 | 赤沼町 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0010 | 新町 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0003 | 字鶉 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 363-363-0011 | 緑町 |
| 地すべり危険地区 | 363-363-0001 | 字美和 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0004 | 緑町 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0005 | 緑町 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0007 | 字当路 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0008 | 字当路 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0009 | 館町 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0010 | 館町 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0011 | 字富里 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0012 | 字富里 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0001 | 字滝野 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0006 | 新町 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0003 | 字鶉 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0002 | 字鶉 |
| 山腹崩壊危険地区 | 363-363-0013 | 字上ノ山 |

# 資料４－４　危険物給油取扱所

令和４年４月１日現在

| 事業所名（店舗名） | 所在地 | 危険物の種類 | 製造所等の別・区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| （有）丸石　石塚商会<br>厚沢部給油所 SS | 緑町 27 | ガソリン<br>灯油、軽油<br>重油<br>オイル | 給油取扱所<br>通称：ガソリンスタンド<br>用途：顧客販売用 | |
| （株）佐々木総業<br>ENEOS 厚沢部給油所 | 新町 223-2 | ガソリン<br>灯油、軽油<br>オイル | 給油取扱所<br>通称：ガソリンスタンド<br>用途：顧客販売用 | |
| （有）新はこだて協同<br>厚沢部給油所セルフ SS | 本町<br>45-14<br>45-15 | ガソリン<br>灯油、軽油 | 給油取扱所<br>通称：セルフ式ガソリンスタンド<br>用途：顧客販売用 | |
| 厚沢部林産工業株式会社<br>自家用給油取扱所 | 鶉町 256 | 軽油 | 給油取扱所<br>用途：自家用 | |
| （株）塩見製材所<br>自家用給油取扱所 | 館町 217 | 軽油 | 給油取扱所<br>用途：自家用 | |
| （株）下川部工業<br>自家用給油取扱所 | 字上の山<br>28-4 | 軽油 | 給油取扱所<br>用途：自家用 | |
| （株）ユニリース<br>自家用給油取扱所 | 字美和 692-1 | ガソリン<br>軽油 | 給油取扱所<br>用途：自家用 | |
| （株）ヤマゲン運輸<br>自家用給油取扱所 | 字美和<br>1085-1 | 軽油 | 給油取扱所<br>用途：自家用 | |

## 資料４－５　危険物施設等を所有する事業所

令和４年４月１日現在

| 事業所名（店舗名） | 所在地 | 危険物の種類 | 製造所等の別・区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| ㈲丸石石塚商会 | 緑町 27 | 給油取扱所 | ガソリン・灯油・軽油<br>重油・オイル | |
| | 緑町 27-3 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | 函館 880 さ<br>33-82 |
| | 緑町 27-3 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油 | 函館 800 さ<br>46-99 |
| | 緑町 27-3 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油 | 函館 800 さ<br>60-33 |
| ㈱下川部工業 | 字上の山 28-4 | 給油取扱所<br>（自家用） | 軽油 | |
| | 字上の山 33-1 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | 函館 800 か<br>12-14 |
| | 字上の山 33-1 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | 函館 800 あ<br>10-06 |
| | 字上の山 33-1 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油 | 函館 800 か<br>22-67 |
| | 字上の山 33-1 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油 | 函館 800 あ<br>16-30 |
| ㈱佐々木総業 | 新町 223-2 | 給油取扱所 | ガソリン・灯油・軽油<br>オイル | |
| | 新町 223-2 | 地下タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | |
| | 新町 223-2 | 一般取扱所 | 灯油・軽油・重油 | |
| | 新町 144-6 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | 函館 800 さ<br>51-56 |
| | 新町 144-6 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | 函館 800 さ<br>58-23 |
| | 新町 144-6 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | 函館 800 さ<br>60-52 |
| 前側石油㈱江差支店 | 字美和 1250 | 屋外タンク貯蔵所 | 灯油・重油 | |
| | 字美和 1250 | 一般取扱所 | 灯油・重油 | |
| | 字美和 1250 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | 函館 800 さ<br>45-50 |
| | 字美和 1250 | 移動タンク貯蔵所 | 重油 | 函館 800 さ<br>64-32 |
| | 字美和 1250 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油 | 函館 800 さ<br>66-45 |
| ㈱新はこだて協同<br>厚沢部セルフ SS | 本町 45-14<br>45-15 | 給油取扱所 | ガソリン・灯油・軽油 | |
| ﾎｸﾚﾝ農業協同組合<br>連合会 | 新町 251-3<br>250-8 | 地下タンク貯蔵所 | 灯油・軽油・重油 | |
| | 新町 251-3<br>250-8 | 一般取扱所 | 灯油・軽油・重油 | |

| 事業所名（店舗名） | 所在地 | 危険物の種類 | 製造所等の別・区分 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| ㈲渋田産業 | 字美和 913-1 | 屋外貯蔵所 | 廃油 | |
| ㈲俄虫温泉旅館大成 | 字上里 92 | 屋外貯蔵所 | 廃油 | |
| ㈲由利工業 | 字美和 1085-1 | 移動タンク貯蔵所 | 灯油・軽油 | 函館 800 さ 67-36 |
| ㈱ヤマゲン運輸 | 字美和 1085-1 | 給油取扱所（自家用） | 軽油 | |
| ㈱ユニリース | 字美和 692-1 | 給油取扱所（自家用） | ガソリン・軽油 | |
| 厚沢部町教育委員会（郷土資料館） | 新町 234-1 | 地下タンク貯蔵所 | 重油 | |
| 厚沢部町国民健康保険病院 | 新町 14-1 | 地下タンク貯蔵所 | 重油 | |
| 特別養護老人ホームあっさぶ荘 | 赤沼町 318-3 | 地下タンク貯蔵所 | 重油 | |
| ㈱塩見製材所 | 館町 217 | 給油取扱所（自家用） | 軽油 | |
| 札幌酒精工業㈱厚沢部工場 | 字鶉 383 | 屋外タンク貯蔵所 | 重油 | |
| 厚沢部林産工業㈱ | 鶉町 256 | 給油取扱所（自家用） | 軽油 | |
| うずら温泉宿泊施設 | 鶉町 853 | 地下タンク貯蔵所 | 重油 | |

# 資料４－６　要配慮者利用施設の災害の危険性

## １　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

| 名称 | 備考 |
|---|---|
| 厚沢部小学校 | 厚沢部川・安野呂川 |
| 厚沢部中学校 | 安野呂川 |
| 館小学校 | 厚沢部川 |
| 鶉小学校 | 鶉川 |
| 厚沢部町国民健康保険病院 | 厚沢部川 |
| ゆいま～る厚沢部 | 厚沢部川・安野呂川 |
| グループホーム巴新町 | 厚沢部川・安野呂川 |
| グループホーム巴 | 安野呂川 |

## ２　土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設

| 名称 | 備考 |
|---|---|
| 館小学校 | 土砂災害警戒区域 |
| ゆいま～る厚沢部 | 土砂災害警戒区域 |
| グループホーム巴新町 | 土砂災害警戒区域 |

# ５　防災設備・備蓄等

## 資料５－１　防災資機材保有状況

令和４年４月１日現在

| 品　　名（数量） | 所　　有　　者 | 電話番号 |
|---|---|---|
| スコップ（10）<br>ツルハシ（4） | 厚沢部町役場 | 64-3311 |
| 救助用ロープ及び救助用器具（一式）<br>充電式油圧救助器具（一式）<br>エアジャッキ（一式）<br>梯子（3）<br>バスケット担架（1）<br>救命ゴムボート（1）<br>エンジンカッター（1）<br>チェンソー（1）<br>空気呼吸器（7）<br>投光器（3）<br>発電機（3） | 厚沢部消防署 | 64-3064 |
| 毛布（25）<br>日用品（洗面用具）（8） | 厚沢部町保健福祉センター<br>（日本赤十字社北海道支部厚沢部町分区分） | 64-3319 |
| タンカ（3）<br>毛布（10）<br>救急薬品（1） | 厚沢部町国民健康保険病院 | 64-3036 |

## 資料５－２　除雪機械

令和４年４月１日現在

| 種　　別 | 台　　数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| ダンプトラック | 1 | 10.0t 車１台 |
| タイヤショベル<br>（ロータリー除雪車） | 1 | |

## 資料５－３　防疫に必要な資機材等

令和４年４月１日現在

| 保管場所 | 資器材名 | 数量 | 所　　管 |
|---|---|---|---|
| 厚沢部町役場 | 小型ふん霧器 | 2 | 厚沢部町 |

## 資料５－４　米穀取扱業者

令和４年４月１日現在

| 販売所の名称 | 電話番号 | 住　　所 |
|---|---|---|
| セイコーマートヤマコこばやし店 | 64-3204 | 厚沢部町　本町 80-6 |
| セブンイレブン厚沢部町店 | 64-3754 | 〃　本町 45-1 |
| ㈱新はこだて協同Ａコープ厚沢部店 | 64-3321 | 〃　新町 183-3 |
| セラーズ　厚沢部店 | 64-3795 | 〃　緑町 101-1 |
| ㈱新はこだて協同Ａコープ館店 | 66-2211 | 〃　館町 137 |

## 資料５－５　除去に必要な機械器具の種別、数量、所管

令和４年４月１日現在

| ダンプトラック | タイヤショベル<br>（ロータリー除雪車） | 維持作業車 | 軽四トラック |
|---|---|---|---|
| １台 | １台 | １台 | ２台 |

# ６　避難に関する資料

## 資料６－１　避難場所一覧

| 地区 | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 洪水 | 土砂 | 地震 | 指定避難所 | 指定緊急避難場所 | 福祉避難所 | 収容可能人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 美和 | 美和ふれあいセンター | 美和 241-２ | 67-2341 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 40 人 |
| 富栄<br>緑町 | 富栄ふれあいセンター | 富栄 243-２ | — | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 40 人 |
| | 緑町コミュニティセンター | 緑町 72－１ | — | ※１ | ※２ | ※２ | ○ | ○ | | 40 人 |
| 本町<br>松園町<br>上の山<br>新町<br>赤沼町 | 厚沢部小学校 | 新町 104 | 64-3042 | ※１ | ※２ | ※２ | ○ | ○ | | 560 人 |
| | 厚沢部中学校 | 新町 250 | 64-3354 | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 500 人 |
| | 山村開発センター | 新町 207 | 64-3311 | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 250 人 |
| | 保健福祉総合センター | 新町 181-６ | 67-2310 | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 310 人 |
| | 総合体育館 | 新町 234-１ | 64-3436 | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 690 人 |
| | 赤沼町ふれあいセンター | 赤沼町 86-２ | 67-2047 | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 40 人 |
| | まちなか交流センター | 本町 97 | — | ※１ | ※２ | ※２ | ○ | ○ | | 40 人 |
| | 認定こども園 | 赤沼町 377-1 | 56-7310 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 150 人 |
| 上里 | 上里ふれあい交流センター | 上里 92-１ | 64-3100 | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 50 人 |
| 滝野<br>稲見 | 滝野寿の家 | 滝野 493 | — | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 30 人 |
| 清水 | 清水ふれあいセンター | 清水 60-１ | — | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 20 人 |
| 鶉 | 鶉ふれあいセンター | 鶉 469-１ | — | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 40 人 |
| 鶉町 | 鶉小学校 | 鶉町 212-３ | 65-6351 | ※１ | ※２ | ※２ | ○ | ○ | | 240 人 |
| | 多目的研修センター | 鶉町 225-４ | 65-6778 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 110 人 |

| 地区 | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 洪水 | 土砂 | 地震 | 指定避難所 | 指定緊急避難場所 | 福祉避難所 | 収容可能人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | うずら温泉宿泊施設 | 鶉町 853 | 65-6366 | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 100 人 |
| 相生<br>共和 | 相和ふれあいセンター | 相生 49-２ | ― | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 30 人 |
| 木間内<br>旭丘<br>社の山<br>峠下 | 木間内ふれあいセンター | 木間内 213 | ― | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 30 人 |
| 新栄 | 新栄ふれあいセンター | 新栄 729-２ | ― | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 当路 | 当路ふれあいセンター | 当路 171-12 | ― | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 30 人 |
| 南館町<br>館町<br>中館<br>城丘 | 館小学校 | 館町 187-１ | 66-2230 | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 240 人 |
| | 南館城丘ふれあいセンター | 南館町６-２ | ― | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 20 人 |
| | 館地域振興センター | 館町 171 | 66-2238 | ※1 | ※2 | ※2 | ○ | ○ | | 130 人 |
| 富里<br>須賀 | 富里ふれあいセンター | 富里 94-１ | ― | ※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 20 人 |

※１　大雨等の状況によって浸水のおそれがあるため、安全な場所への二次避難が必要になる場合がある。二次避難先として、車中避難が実施できる浸水が想定されていない公共施設の駐車場または、道路等を候補地とする。

※２　大雨や長雨または地震の状況によって土砂災害のおそれがあるため、指定緊急避難場所として使用しない。

# 7　応急・復旧

## 資料７－１　事業別国庫負担等一覧

出典：北海道地域防災計画資料編（最終更新日：令和５年２月17日）

| 摘用法令 | 事業名 | 事業主体 | 対象及び内容 | 単位当事業費 | 国庫補助率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法 | 河川 | 国、道、市町村 | 堤防、護岸、水制、床止等 | 国施行１カ所　500万円以上<br>道施行１カ所　120万円以上<br>市町村施行１カ所　60万円以上 | 標準税収入と対比して算定する。 |
| | 海岸 | 〃 | 堤防、護岸、突堤等 | 〃 | 〃 |
| | 砂防設備 | 国、道 | 治水上施行する砂防施設等 | 国施行１カ所　500万円以上<br>道施行１カ所　120万円以上 | 〃 |
| | 林地荒廃防止施設 | 道 | 山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を含む） | 道施行１カ所　120万円以上 | 〃 |
| | 地すべり防止施設 | 国、道 | 地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等 | 国施行１カ所　500万円以上<br>道施行１カ所　120万円以上 | 〃 |
| | 急傾斜地崩壊防止施設 | 〃 | 急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等 | 〃 | 〃 |
| | 道路 | 国、道、市町村 | トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等 | 国施行１カ所　500万円以上<br>道施行１カ所　120万円以上<br>市町村施行１カ所　60万円以上 | 〃 |
| | 港湾 | 国、管理組合、市町村 | 水域施設（航路、泊地、船だまり）外郭施設（防波堤、水門、堤防）係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等 | 国施行１カ所　500万円以上<br>管理組合施行１カ所　120万円以上<br>市町村施行１カ所　60万円以上 | 〃 |
| | 漁港 | 国、道、市町村 | 水域施設<br>外かく施設<br>けい留施設、輸送施設 | 国施行１カ所　500万円以上<br>道施行１カ所　120万円以上<br>市町村施行１カ所　60万円以上 | 〃 |
| | 下水道 | 道、市町村 | 公共下水道、流域下水道、都市下水路 | 道施行１カ所　120万円以上<br>市町村施行１カ所　60万円以上 | 〃 |
| | 公園等 | 〃 | 都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等 | 〃 | 〃 |
| 空港法 | 空港 | 国、道、市町村 | 基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く） | １施設　120万円以上 | 80/100 |
| 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 | 農地 | 道、市町村、土地改良区等 | 農地 | １カ所　40万円以上 | 5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分） |
| | 農業用施設 | 〃 | 用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設 | 〃 | 6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分） |
| | 林業用施設 | 道、市町村、組合 | 林地荒廃防止施設・林道 | 〃 | 5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後） |
| | 漁業用施設 | 道、組合 | 沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質）<br>漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設） | 〃 | 6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分） |
| | 共同利用施設 | 組合 | 倉庫、加工施設、共同作業場、その他 | 一般災害：1カ所　40万円以上 | 2/10（一般災害）、 |

<table>
<tr><th>摘用法令</th><th>事業名</th><th>事業主体</th><th colspan="2">対象及び内容</th><th>単位当事業費</th><th>国庫補助率</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>激甚災害（告示地域に限る。）：1カ所13万円以上</td><td>3/10、<br>4/10、<br>5/10、9/10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">土地改良法</td><td rowspan="4">農業用施設</td><td rowspan="4">国</td><td rowspan="3">事業実施地区</td><td>土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区</td><td>1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。</td><td rowspan="4">土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。</td></tr>
<tr><td>北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区</td><td>１カ所　75万円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業完了地区</td><td>基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区</td><td>１カ所　75万円以上</td></tr>
<tr><td>基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区</td><td>・1カ所　概ね2,000万円超<br>・工事が高度な技術を要するとき<br>・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公営住宅法</td><td rowspan="2">災害公営住宅整備事業</td><td rowspan="2">道、市町村</td><td colspan="2">災害公営住宅の整備</td><td>・天然災害の場合<br>滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の１割以上<br>・火災の場合<br>滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の１割</td><td>建設又は買取り2/3（激甚災害の場合3/4）<br>借上げ2/5</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害公営住宅の家賃低廉化</td><td>・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額</td><td>2/3（激甚災害の場合、当初5年間は3/4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改良住宅等改善事業制度要綱</td><td rowspan="2">災害復旧事業</td><td rowspan="2">道、市町村</td><td colspan="2">既設改良住宅の再建設</td><td>再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td colspan="2">既設改良住宅の補修</td><td>戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>生活保護法</td><td>保護施設</td><td>市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等</td><td colspan="2">救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設</td><td>施設整備～災害復旧費協議額１件につき80万円以上</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>老人福祉法・介護保険法</td><td>老人福祉施設等</td><td>市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等</td><td colspan="2">特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等</td><td>〃</td><td>1/2<br>又は<br>1/3</td></tr>
<tr><td>障害者総合支援法</td><td>障がい者支援施設等</td><td>市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等</td><td colspan="2">障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所等</td><td>〃</td><td>1/2</td></tr>
</table>

| 摘用法令 | 事業名 | 事業主体 | 対象及び内容 | 単位当事業費 | 国庫補助率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売春防止法 | 婦人保護施設 | 道 | 婦人相談所、婦人保護施設 | 〃 | 〃 |
| 児童福祉法 | 児童福祉施設等 | 道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等 | 助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等 | 施設整備～災害復旧費協議額１件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上） | 1/2<br>又は<br>1/3 |
| 社会福祉法等 | その他の社会福祉施設等 | 〃 | 社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等 | 施設整備～災害復旧費協議額１件につき80万円以上 | 1/2<br>又は<br>1/3 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 感染症法予防事業 | 市町村 | 感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等 | 各種事業による | 1/2 |
| 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設費補助金交付要綱 | 水道施設災害復旧事業 | 市町村、一部事務組合 | ○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。）<br>○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。） | ○上水道事業または水道用水供給事業<br>本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの<br>○簡易水道事業<br>本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの | 1/2～8/10 |
| 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 | 公立学校施設災害復旧事業 | 道、市町村 | 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備） | 施設整備<br>道80万円以上<br>市町村40万円以上<br>設備整備<br>道60万円以上<br>市町村30万円以上 | 2/3<br>（離島 4/5） |
| 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱 | 公立学校施設災害復旧事業 | 道、市町村 | 教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設 | 施設整備<br>道　80万円以上<br>市町村　40万円以上 | 2/3<br>（離島 4/5） |
| 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 | 街路 | 道、市町村 | ○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの<br>○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの | 道　120万円以上<br>市町村　60万円以上 | 1/2 |
| | 都市排水施設等 | 〃 | 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する | 〃 | 〃 |

| 摘用法令 | 事業名 | 事業主体 | 対象及び内容 | 単位当事業費 | 国庫補助率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地 | | |
| | 堆積土砂排除 | 市町村 | 一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が３万㎥以上であるもの、又は２千㎥以上の一団をなす堆積土砂又は50ｍ以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量２千㎥以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業 | 市町村　60万円以上 | 〃 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 災害等廃棄物処理 | 市町村（一部事務組合、広域連合含む） | 災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等 | 指定市　80万円以上<br>市町村　40万円以上 | 1/2 |
| 活動火山対策特別措置法<br>都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱 | 1）下水道 | | 公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする | その都度決定 | 2/3 |
| | 2）都市排水路 | | 都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業 | | 1/2 |
| | 3）公園 | | 公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする | | 〃 |
| | 4）宅地 | | 建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業 | | 〃 |

# 資料７－２　応急金融の大要

出典：北海道地域防災計画資料編（最終更新日：令和５年２月 17 日）

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 |
|---|---|
| 生活福祉基金 | |

| 資金の種類 | | 内容 | 貸付限度（円） | 据置期間 | 償還期間 | 利子 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合支援資金 | 生活支援費 | 生活再建までに必要な生活費用 | （単身世帯）<br>月額150,000円以内<br>（複数世帯）<br>月額200,000円以内 | 最終貸付日から６ヵ月以内 | 10年以内 | 無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%） |
| | 住居入居費 | 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 400,000円以内 | ６ヵ月以内<br>（生活支援費と併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から６ヵ月以内） | | |
| | 一次生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用 | 600,000円以内 | | | |
| 福祉資金 | 福祉費 | 日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的使途は別表参照） | 5,800,000円以内<br>（ただし、使途目的に応じて別表を参照） | ６ヵ月以内 | 20年以内<br>（ただし、使途目的に応じ別表を参照） | 無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%） |
| | 緊急小口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困となった場合に貸付する費用 | 100,000円以内 | ２ヵ月以内 | 12ヵ月以内 | 無利子 |
| 教育支援資金 | 就学支度費 | 高等学校等の入学に際し必要な経費 | 500,000円以内 | 卒業後６ヵ月以内 | 20年以内<br>（貸付額に期間の上限り） | 無利子 |
| | 教育支援費 | 高等学校等に就学するのに必要な経費 | （高等学校）<br>月額35,000円以内<br>（高等専門学校）<br>月額60,000円以内<br>（短期大学）<br>月額60,000円以内<br>（大学）<br>月額65,000円以内 | | | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付 | （土地評価額の７割）<br>月額300,000円以内 | 契約終了後<br>３ヵ月以内 | 据置期間<br>終了時 | 年３％または長期プライムレートのいずれか低い利率 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付 | （土地と建物の評価額の７割）<br>月額生活扶助額の1.5倍以内 | 契約終了後<br>３ヵ月以内 | 据置期間<br>終了時 | |

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から２年以内とすることができる。

生活福祉資金

〈福祉資金福祉費別表〉

| 使途目的 | 呼称 | 貸付限額目安 | 償還期間 |
|---|---|---|---|
| 生業を営むために必要な経費 | 生業経費 | 4,600,000円 | 20年以内 |
| 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 技能習得関係経費 | 技能習得期間<br>・６か月以内<br>1,300,000円<br>・１年以内<br>2,200,000円<br>・２年以内<br>4,000,000円<br>・３年以内<br>5,800,000円 | ８年以内 |
| 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | 住宅経費 | 2,500,000円 | ７年以内 |
| 福祉用具等の購入に必要な経費 | 福祉用具経費 | 1,700,000円 | ８年以内 |
| 障がい者用自動車の購入に必要な経費 | 障がい者自動車経費 | 2,500,000円 | ８年以内 |
| 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必な経費 | 中国年金追納経費 | 5,136,000円 | 10年以内 |
| 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | 療養関係経費 | 1,700,000円<br>特に必要と<br>認められる場合<br>2,300,000円 | ５年以内 |
| 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 介護関係経費 | 1,700,000円<br>特に必要と<br>認められる場合<br>2,300,000円 | ５年以内 |
| 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 | 災害経費 | 1,500,000円 | ７年以内 |
| 冠婚葬祭に必要な経費 | 冠婚葬祭経費 | 500,000円 | ３年以内 |
| 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | 移転設備経費 | 500,000円 | ３年以内 |
| 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | 支度関係経費 | 500,000円 | ３年以内 |
| その他日常生活上一時的に必要な経費 | その他の経費 | 500,000円 | ３年以内 |

母子父子寡婦福祉資金

| 資金の種類 | 貸付対象等 | | 貸付限度額（円） | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業開始資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>母子・父子福祉団体<br>寡婦 | 事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金 | 2,830,000<br>団体　4,260,000 | | １年 | ７年以内 | 保証人有：無利子<br>保証人無：年1.0% |
| 事業継続資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>母子・父子福祉団体<br>寡婦 | 現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 | 1,420,000<br>団体　1,420,000 | | ６か月 | ７年以内 | 保証人有：無利子<br>保証人無：年1.0% |
| 修学資金 | 母子家庭の母が扶養する児童<br>父子家庭の父が扶する児童<br>父母のいない児童<br>寡婦が扶養する子 | 高校、専修学校（高等課程）<br>高等専門学校<br>短大、専修学校（専門課程）<br>大学院<br>専修学校（一般課程） | 高等学校、専修学校（高等課程）<br>公立（自宅）27,000<br>（自宅外）34,500<br>私立（自宅）45,000<br>（自宅外）52,500<br>高等専門学校（１、２、３年）<br>公立（自宅）31,500<br>（自宅外）33,750<br>私立（自宅）48,000<br>（自宅外）52,500<br>高等専門学校（４、５年）<br>公立（自宅）67,500<br>（自宅外）76,500<br>私立（自宅）98,500<br>（自宅外）115,000<br>短大<br>公立（自宅）67,500<br>（自宅外）96,500<br>私立（自宅）93,500<br>（自宅外）131,000<br>専修学校（専門課程）<br>公立（自宅）67,500<br>（自宅外）78,000<br>私立（自宅）89,000<br>（自宅外）126,500<br>大学<br>公立（自宅）71,000<br>（自宅外）108,500<br>私立（自宅）108,500<br>（自宅外）146,000<br>大学院<br>修士課程　132,000<br>博士課程　183,000 | 就学期間中 | 当該学校卒業後６か月 | 20年以内専修学校（一般課程は５年以内 | 無利子<br>※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。<br>児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 専修学校（一般課程）<br>51,000 | | | | |
| 技能習得資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>寡婦 | 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金<br>（例　訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等） | （一般）　月額 68,000<br><br>（特別）　一括816,000<br>（12月分相当）<br><br>運転免許　460,000 | 知識、技能を習得する期間中５年をこえない範囲内 | 知識技能習得後１年 | 20年<br>以内 | 保証人有：<br>無利子<br><br>保証人無：<br>年1.0% |
| 修業資金 | 母子家庭の母が扶養する児童<br>父子家庭の父が扶養する児童<br>父母のいない児童<br>寡婦が扶養する子 | 事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金 | （一般）　月額 68,000<br><br>運転免許　460,000<br>（注）修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上、上記の額に児童扶養手当額を加算 | 知識、技能を習得する期間中５年をこえない範囲内 | 知識技能習得後１年 | 20年<br>以内 | 無利子 |
| 就職支度資金 | 母子家庭の母又は児童<br>父子家庭の父又は児童<br>父母のない児童<br>寡婦 | 就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤自動車等を購入する資金 | （一般）　100,000<br>（特別）　330,000 | | １年 | ６年以内 | 親に係る貸付の場合<br>保証人有：<br>無利子<br>保証人無：<br>年1.0%<br><br>児童に係る貸付の場合<br>就学資金と同じ |
| 医療介護資金 | 母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く）<br>父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く）<br>寡婦 | 医療又は介護（当該医療を受ける期間が１年以内に限る）を受けるために必要な資金 | 【医療】　340,000<br>（特別）　480,000<br><br>【介護】　500,000 | | 医療介護を受ける期間満了から６か月 | ５年以内 | 保証人有：<br>無利子<br>保証人無：<br>年1.0% |

母子父子寡婦福祉資金

| 資金の種類 | 貸付対象等 | | 貸付限度額（円） | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>寡婦 | 知識技能を習得している間の生活資金 | 月額　141,000 | 知識技能を習得する期間中５年以内 | 知識技能習得後６か月 | 20年以内 | 保証人有：無利子<br>保証人無：年1.0% |
| | | 医療若しくは介護を受けている間の生活資金 | 月額　105,000 | 医療又は介護を受けている期間中１年以内 | 医療若しくは介護終了後６か月 | ５年以内 | |
| | | 母子家庭又は父子家庭になって間もない(７年未満)者の生活を安定･継続する間に必要な生活資金 | 月額　105,000<br>一括　1,260,000 | 252万円を限度 | 貸付期間満了後６か月 | ８年以内 | |
| | | 失業中の生活を安定･継続するのに必要な生活資金 | 月額　105,000 | 離職した日の翌日から１年以内 | | ５年以内 | |
| 住宅資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>寡婦 | 住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金 | 1,500,000<br>（特別2,000,000） | | ６か月 | ６年以内<br>特別は７年以内 | 保証人有：無利子<br>保証人無：年1.0% |
| 転宅資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>寡婦 | 住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金 | 260,000 | | ６か月 | ３年以内 | 保証人有：無利子<br>保証人無：年1.0% |
| 就学支度資金 | 母子家庭の母が扶養する児童<br>父子家庭の父が扶養する児童<br>父母のいない児童<br>寡婦が扶養する子 | 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 | 小学校　64,300<br>中学校　81,000<br>高校等<br>公立（自　宅）150,000<br>（自宅外）160,000<br>私立（自　宅）410,000<br>（自宅外）420,000<br>大学・短大等<br>公立（自　宅）410,000<br>（自宅外）420,000<br>私立（自　宅）580,000<br>（自宅外）590,000<br>修業施設<br>※中学校卒業者<br>（自　宅）150,000<br>（自宅外）160,000<br>※高等学校卒業者<br>（自　宅）272,000<br>（自宅外）282,000 | | ６か月 | 20年以内<br>修業５年以内 | 修学資金と同様 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 結婚資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>寡婦 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金 | 300,000 | | ６か月 | ５年以内 | 保証人有：無利子<br><br>保証人無：年1.0% |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 |
|---|---|
| 災害援護資金貸付金 | 実施主体　市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。<br>対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。<br>貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 |

| 貸付限度 | 利率 | 据置期間 | 償還期間 | 償還方法 |
|---|---|---|---|---|
| ①　世帯主の１ヶ月以上の負傷<br>1,500,000円 | 年３％以内で条例で定める<br>（据置期間は無利子） | ３年<br>（特別の事情がある場合は５年） | 10年<br>（据置期間を含む） | 半年賦<br>年賦<br>月賦 |
| ②　家財等の損害<br>ア　家財の３分の１以上の損害<br>1,500,000円<br>イ　住宅の半壊<br>1,700,000円<br>ウ　住宅の全壊（１の場合を除く）<br>2,500,000円<br>エ　住宅全体の滅失又は流失<br>3,500,000円 | | | | |
| ③　①と②とが重複した場合<br>ア　①と②のアが重複した場合<br>2,500,000円<br>イ　①と②のイが重複した場合<br>2,700,000円<br>ウ　①と②のウが重複した場合<br>3,500,000円 | | | | |
| ④　次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等<br>ア　②のイの場合<br>2,500,000円<br>イ　②のウの場合<br>3,500,000円<br>ウ　③のイの場合<br>3,500,000円 | | | | |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 北海道社会福祉協議会<br>市町村社会福祉協議会 | 生活福祉資金貸付制度要綱 | 国　1/2補助　道　1/2補助 |
| 北海道<br>市町村 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法<br>（昭和39年法律第129号） | 国　2/3補助　道　1/3補助<br>償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。 |
| 北海道<br>市町村 | 災害弔慰金の支給等に関する法律<br>（昭和48年法律第82号） | 貸付金の額は、１世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする<br>貸付金原資の負担　国2/3　都道府県、指定都市　1/3 |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 |
|---|---|
| 災害復興住宅融資 | 1　融資対象者<br>・次の（1）から（4）の全てにあてはまる方<br>（1）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方<br>（2）ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方<br>（3）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 |

| 年収 | 400万円未満 | 400万円以上 |
|---|---|---|
| 総返済負担率基準 | 30%以下 | 35%以下 |

（4）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

| 区分 | | 建設 | 新築住宅購入 | リ・ユース（中古）住宅購入 | 補修 |
|---|---|---|---|---|---|
| 融資対象 | 住宅の規格等 | 居住室、台所及びトイレが備えられていること<br>（独）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること<br>地方公共団体等による現場審査を受けること | | | |
| | 住宅部分床面積 | 制限なし | 制限ない | 制限なし | |
| | 築年数 | | 申込日において竣工から２年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅 | 申込日において竣工から２年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 | |
| | その他 | | | 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅 | |
| 融資限度額 | 基本融資額 | 建設資金 1,680万円<br>土地取得資金　970万円<br>整地資金　450万円 | 購入資金 2,620万円<br>（購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度） | 購入資金 2,620万円<br>（購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度） | 補修資金 740万円<br>整地資金 450万円<br>引方移転資金 450万円 |
| | 特例加算額 | 建設資金　520万円 | 購入資金　520万円 | 購入資金　520万円 | |
| 返済期間 | 耐火<br>準耐火<br>木造（耐久性）<br>木造（一般） | 35年以内 | 35年以内 | 35年以内 | 20年以内 |
| | 据置期間 | ３年以内 | | | １年以内<br>（返済期間に含む） |
| 融資金利 | | 建設・購入の場合 | 基本融資額　年0.45%<br>特例加算額　年1.35% | | |
| | | 補修の場合 | 年0.45% | | |
| | | （令和２年９月１日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください） | | | |
| 受付期間 | | 罹災日から２年間 | | | |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター<br>（被災者専用ダイヤル　0120-086-353　又は　048-615-0420） | 独立行政法人<br>住宅金融支援機構法 | |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 | |
|---|---|---|
| 農林漁業セーフティネット資金 | 資金使途 | 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金<br>　災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋 汚染等よる通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 |
| | 貸付対象者 | ○認定農業者<br>○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後３年以内のもの<br>○林業経営改善計画の認定を受けた者<br>○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者<br>○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者<br>○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者<br>ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること<br>②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。<br>○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者<br>①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること<br>②一元的に経理を行っていること<br>③原則５年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること<br>④農用地利用集積の目標を定めていること<br>⑤主たる従事者が目標所得を定めていること<br>○地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者 |
| | 貸付限度額 | 600万円<br>　ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の６に相当する額又は粗収益の12分の６に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 |
| | 償還期間 | 15年以内（うち据置き3年以内） |
| | 貸付利率 | 年0.20～0.55%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる |

| 取扱機関 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関 | 農林漁業セーフティネット資金実施要綱 | |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 | |
|---|---|---|
| 天災融資法による融資 | 資金使途 | 天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。 |
| | 貸付の対象 | （ア）被害農業者<br>被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。<br>ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。<br>（イ）被害林業者<br>（ウ）被害漁業者<br>（エ）被害組合 |
| | 貸付限度額 | （一般災害）被害農林漁業者　（個人）　3,500,000円<br>（法人）20,000,000円<br>政令で定める資金　（個人）　5,000,000円<br>（法人）25,000,000円<br>（激甚災害）被害農林漁業者　（個人）　4,000,000円<br>（法人）20,000,000円<br>政令で定める資金　（個人）　6,000,000円<br>（法人）25,000,000円<br>漁具購入　50,000,000円<br>被害組合　25,000,000円<br>（連合会50,000,000円） |
| | 償還期限 | ６年以内（激甚災害法適用の場合７年以内） |
| | 貸付利率 | 法発動の都度設定 |
| 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧）） | 資金使途 | 農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。 |
| | 貸付の対象 | ①　被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧<br>②　果樹の改植又は捕植費用 |
| | 貸付限度額 | ア　貸付けを受ける者の負担する額の80％に相当する額<br>イ　１施設当たり3,000,000円（特認6,000,000円） |
| | 償還期限 | ①15年（うち据置３年）以内<br>②25年（うち据置10年）以内 |
| | 貸付利率 | 年0.20～0.60%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる |
| 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）<br>水産業施設資金（災害復旧） | 貸付の対象 | 被災した漁船の復旧<br>被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得 |
| | 貸付限度 | １　貸付対象事業費×0.8<br>２　漁船 1,000万円　その他施設 300万円<br>１及び２のいずれか低い額 |
| | 貸付期間 | 15年以内（うち据置３年以内） |
| | 貸付利率 | 0.16～0.20％（R3.8.19現在） |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 金融機関 | 天災融資法 | |
| 株式会社日本政策金融公庫<br>及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関 | 株式会社日本政策金融公庫法 | |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 | |
|---|---|---|
| 造林資金 | 貸付の対象 | 復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 |
| | 貸付限度額 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 |
| | 償還期限 | 30年以内（20年以内の据置期間含む） |
| | 貸付利率 | 0.20～0.60%（R4.9.20現在）※貸付区分等により異なる |
| 樹苗養成施設資金 | 貸付の対象 | 樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 |
| | 貸付限度額 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 |
| | 償還期限 | 15年以内（５年以内の据置期間含む） |
| | 貸付利率 | 0.20～0.55%（R4.9.20現在） |
| 林道資金 | 貸付の対象 | 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等 |
| | 貸付限度 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額） |
| | 貸付期間 | 20年以内（３年以内の据置期間含む） |
| | 貸付利率 | 0.20～0.60%（R4.9.20現在） |
| 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)<br>林産業施設資金（災害復旧） | 貸付の対象 | 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等 |
| | 貸付限度 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は１施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 |
| | 貸付期間 | 15年以内（３年以内の据置期間含む） |
| | 貸付利率 | 0.60%（R4.9.20現在） |
| 共同利用施設資金 | 貸付の対象 | 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等 |
| | 貸付限度 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 |
| | 貸付期間 | 20年以内（３年以内の据置期間含む） |
| | 貸付利率 | 0.20～0.60%（R4.9.20現在） |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 株式会社日本政策金融公庫<br>及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関 | 株式会社日本政策金融公庫法 | |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 | |
|---|---|---|
| 備荒資金直接融資資金 | 貸付の対象 | 備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。 |
| | 貸付限度 | 各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、２千万円未満は２千万円まで災害救助法適用市町村は４千万円まで |
| | 償還期間 | ６ヶ月 |
| | 融資利率 | 年利率３％ |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 北洋銀行<br>北海道銀行<br>三菱東京UFJ銀行<br>全国信用金庫組合<br>札幌支店 | 事業資金等の銀行融資斡旋条例 | 組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の２倍（その額が2千万円に満たないときは２千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。 |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 |
|---|---|
| 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」 | ・目的<br>災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。<br>・融資条件 |

| | | |
|---|---|---|
| 融資対象 | 1　災害等の影響により中小企業信用保険法第２条第５項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第２条第６項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの<br>2　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの | |
| 資金使途 | 設備資金 | 運転資金 |
| 融資金額 | 8,000万円 | 5,000万円 |
| 融資期間 | 1年超10年以内（据置２年以内） | |
| 融資利率 | ［固定金利］<br>５年以内　年 1.0%<br>10年以内　年 1.2% | ［変動金利］<br>年 1.0%<br>（融資期間が３年超の場合選択可） |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによる | |
| 信用保証 | すべて北海道信用保証協会の保証付き | |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫 | 中小企業総合振興資金融資要領 | |

| 融資の名称 | 内容・資格・条件等 |
|---|---|
| 勤労者福祉資金 | |

| 区分 | 中小企業で働く方 | 非正規労働者の方 | 季節労働者の方 | 離職者の方 |
|---|---|---|---|---|
| 融資対象者 | ・育児・介護休業中の方も含む<br>・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方) | | ・２年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）<br>・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方<br>・前年の総収入が150万円以上の方 | ・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方<br>①雇用保険受給資格者<br>②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 |
| 資金使途 | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費 | | | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費 |
| 融資金額 | 120万円以内 | | | 100万円以内 |
| 融資期間 | ８年以内<br>（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可） | | ８年以内 | ５年以内<br>（６か月以内元金据置可、据置期間分延長可） |
| 融資利率 | 年1.60% | | 年0.60% | |
| 償還方法 | 元利均等月賦償還及び半年賦併用可 | | | |
| 信用保証 | 取扱金融機関の定めによる | 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。 | | |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合 | 勤労者福祉資金融資要綱 | |

## 「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>法適用の要件</td><td>（１）対象となる自然災害<br>①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害<br>②　10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害<br>③　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害<br>④　①又は②の市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害<br>⑤　①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害<br>⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、<br>５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）<br>２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）<br>における自然災害<br>※　④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり<br>（合併した年と続く５年間の特例措置）<br>（２）支給対象世帯<br>上記の自然災害により<br>①　住宅が全壊した世帯<br>②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯<br>③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯<br>④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる<br>支給額（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）<br>①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊<br>（支給対象世帯①に該当）</th><th>解体<br>（支給対象世帯②に該当）</th><th>長期避難<br>（支給対象世帯③に該当）</th><th>大規模避難<br>（支給対象世帯④に該当）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>貸借<br>（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</td></tr>
</table>

| 申請窓口 | 関係法令等 | 備考 |
|---|---|---|
| 市町村 | 被災者生活再建支援法 | （１）申請時の添付書面<br>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等<br>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等<br>（２）申請期間<br>①基礎支援金：災害発生日から13月以内<br>②加算支援金：災害発生日から37月以内 |

## 資料７－３　応急仮設住宅の規模、構造等

１．応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。
ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

２，応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。
ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

３，費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

## 資料７－４　災害救助法に基づく救助の実施と種類

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者区分 |
|---|---|---|
| 避難所の設置 | 7 日以内 | 市町村 |
| 応急仮設住宅の供与 | 20 日以内に着工<br>建設工事完了後 3 ヶ月以内<br>※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能 | 対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委任したときは市町村） |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 7 日以内 | 市町村 |
| 飲料水の供給 | 7 日以内 | 市町村 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10 日以内 | 市町村 |
| 医療 | 14 日以内 | 医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村） |
| 助産 | 分娩の日から 7 日以内 | 医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村） |
| 災害にかかった者の救出 | 3 日以内 | 市町村 |
| 住宅の応急修理 | 1 ヶ月以内 | 市町村 |
| 学用品の給与 | 教科書等　1 ヶ月以内<br>文房具等　15 日以内 | 市町村<br>市町村 |
| 埋葬 | 10 日以内 | 市町村 |
| 遺体の捜索 | 10 日以内 | 市町村 |
| 遺体の処理 | 10 日以内 | 市町村 |
| 障害物の除去 | 10 日以内 | 市町村 |
| 生業資金の貸与 | | 現在は運用されていない |

# 資料７－５　北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

**第１　趣旨**

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

**第２　定義**

１　この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。

２　この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

**第３　応急危険度判定士の任務**

１　応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。

２　応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

**第４　認定等**

１　応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第５の講習を終了したものの中から知事が認定するものとする。

（１）　別表に定める事項に該当する者

（２）　前号に規定する者のほか、知事が認めた者

２　第１項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

**第４の２　他都府県の認定者等**

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第５の講習会を終了した者とみなして第４の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、知事に申請するものとする。

**第５　認定講習**

１　応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。

２　講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を受けるものとする。

（１）　総論

（２）　応急危険度判定制度

（３）　応急危険度判定技術

ア　共通の事項

イ　建築構造ごとの判定技術

３ 講習には、建築関係団体等が主催する講習等で、第２項に定める内容を行うものとして知事があらかじめ認定したものを含むものとする。

**第６　認定証の交付**

１　知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

２　知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。

３　知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対

し台帳登録者の情報について提供することができる。

**第７　認定証の更新と再認定**

1　認定の有効期間は、認定日から講習を受講した日の５年後の年度の末日までとする。ただし、第２項による更新を受ける場合の有効期間については、当該更新に係る更新前の認定の期間満了日から５年後の年度の末日までとする。

2　認定期間の更新を受けようとする者は、有効期間満了までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第５による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。

3　知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間の満了日を記載するものとする。

4　第２項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第５による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。

5　知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間を記載するものとする。

**第８　認定事項等の変更**

1　応急危険度判定士は、第６第１項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から 30 日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の裏面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。

3　応急危険度判定士は、第１項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（1）　住所

（2）　勤務先

（3）　緊急連絡先

4　知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

**第９　認定証の再交付**

1　応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。

2　第７第４項の規定による申請をした者で、すでに交付した認定証がない場合は、応急危険度判定証再交付申請書により、知事に申請しなければならない。

3　知事は、前２項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。

4　応急危険度判定士は、認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

**第 10　認定の辞退**

1　応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

**第 11　認定の取消し**

１　知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。

（１）　建築士法第９条に基づく免許の取消しを受けた者

（２）　前号に規定するもののほか、知事が認めた者

２　知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

**第 12　その他**

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年９月５日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 12 年１月 12 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 13 年１月 29 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 22 年８月 10 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 23 年８月 15 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 24 年４月２日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年１月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年６月 18 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

# ８　水防

## 資料８－１　町の職員及び消防機関の身分証票

表

第　号

水防立入調査員証

所　属

職　名

氏　名

上記の者は、水防法第49条第１項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

年　月　日

厚沢部町長　印

裏

水防法（抜粋）

第49条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

注：縦９㎝、横６㎝

## 資料８－２　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第　号

公用負担権限委任証

住　所
職　名
氏　名

上記の者に　　区域における水防法第28条第１項の権限行使について委任したことを証明します。

年　　月　　日

委任者　氏名　　印

（縦　９㎝　横　６㎝）

## 資料８－３　公用負担命令票

第　号

公　用　負　担　命　令　票

住　所
氏　名

水防法第28条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１　目的物
（１）所在地
（２）名　称
（３）種　類（又は内容）
（４）数　量
２　負担内容
（使用・収容・処分等について詳記すること）

年　　月　　日

命令者　　職　　氏名　　印

## 資料８－４　水防活動実績報告書

水　防　活　動　実　績　報　告　書

年　　月　　日

作成者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 出水の状況 | | | | |
| 水防実施箇所 | | | | |
| 日時 | | | | |
| 出動人員 | 水防団員 | 消防団員 | その他 | 合計 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 水防作業の概況及び工法 | 箇所　　m<br><br>工法 | | | |

| 水防の結果 | | 堤防 | 田 | 畑 | 家 | 鉄道 | 道路 | 人口 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 効果 | m | ㎡ | ㎡ | 戸 | m | m | 人 | |
| | 被害 | m | ㎡ | ㎡ | 戸 | m | m | 人 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 使用資機材 | かます、俵 | | 居住者の出動状況 | |
| | 万年、土俵 | | | |
| | なわ | | 水防関係者の死傷 | |
| | 丸太 | | | |
| | その他 | | 雨量水位の状況 | |
| | | | | |

| |
|---|
| 水防活動に関する自己評価<br><br>備考 |

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

## 資料８－５　水防活動委任証

第　　号

# 水防活動委任証

名　称　　○○○○
住　所　　厚沢部町○○

上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第１項の規定により、緊急通行及び水防法第28条第２項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。

年　　月　　日

水防管理者
氏　　名　　印

（表面）

（１）本証は、水防管理者（町長）から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
（２）本証の身分に変更があった時は、速やかに訂正を受けること。
（３）本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

（裏面）

# ９　条例・要領等

## 資料９－１　厚沢部町防災会議条例

昭和 38 年３月 26 日
条例第３号
改正　昭和 41 年７月１日条例第 21 号
昭和 49 年３月 20 日条例第６号
昭和 57 年６月 17 日条例第 14 号
平成９年６月 20 日条例第 16 号
平成 10 年 12 月９日条例第 15 号
平成 12 年３月 17 日条例第１号
平成 24 年９月 26 日条例第 18 号

(目的)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第６項の規定に基づき、厚沢部町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　厚沢部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長が、その部内の職員のうちから指名する者

（５）　町の教育委員会教育長

（６）　檜山広域行政組合厚沢部消防署長

（７）　檜山広域行政組合厚沢部町消防団長

（８）　指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

６　前項の委員の定数は、18 人以内とする。

７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道庁の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 41 年条例第 21 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 49 年条例第６号）
この条例は、昭和 49 年４月１日から施行する。
附　則（昭和 57 年条例第 14 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成９年条例第 16 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 10 年条例第 15 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 12 年条例第１号）抄
（施行期日）
1　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。
附　則（平成 24 年条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

## 資料９－２　厚沢部町防災会議運営規程

平成 30 年５月 28 日

訓令第 15 号

(趣旨)

第１条　この規程は、厚沢部町防災会議条例(昭和 38 年条例第３号)第５条の規定に基づき、厚沢部町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第２条　防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故あるときは、防災会議委員(以下「委員」という。)である厚沢部町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第３条　防災会議は、会長が招集する。

２　委員は必要があると認めたときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(代理出席)

第４条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　前項の代理者は、委員とみなす。

(議事)

第５条　防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(会長の専決処分)

第６条　防災会議の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会長において、これを専決処分することができる。

（１）　災害に関する情報を収集すること。

（２）　厚沢部町地域防災計画に係る軽微な修正に関すること。

（３）　その他軽微な事項で早急に処理を要するとき。

２　前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(会長への委任)

第７条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この訓令は、平成 30 年６月１日から施行する。

## 資料９－３　厚沢部町災害対策本部条例

昭和38年３月26日
条例第４号

(目的)
第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の２第８項の規定に基づき、厚沢部町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(組織)
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
(部)
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当る。
(委任)
第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 資料９－４　災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

## １　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

（１）人的被害、住家被害が発生したもの。
（２）災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
（３）災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
（４）災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
（５）地震が発生し、震度４以上を記録したもの。
（６）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
（７）その他特に指示があった災害。

## ２　報告の種類及び内容

（１）災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

（２）被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア　速報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。
ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表２の様式により報告すること。

（３）その他の報告

災害の報告は、（１）及び（２）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

## ３　報告の方法

（１）災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
（２）被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表３の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表２の写を添付するものとする。

## ４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表４のとおりとする。

別表１

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告日時</td><td>月　日　時現在</td><td>発受信日時</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関<br>（総合振興局又は振興局・市町村名等）</td><td></td><td>受信機関<br>（総合振興局又は振興局・市町村名等）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信担当者<br>（職・氏名）</td><td></td><td>受信者<br>（職・氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨量</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>河川水位</td></tr>
<tr><td>潮位波高</td></tr>
<tr><td>風速</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン関係の状況</td><td>道路</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>鉄道</td></tr>
<tr><td>電話</td></tr>
<tr><td>水道<br>（飲料水）</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（名称）<br>（設置日時）　月　日　時　分　設置<br>（名称）<br>（設置日時）　月　日　時　分　設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">（２）災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>被災世帯</td><td>被災人員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">救助実施内容</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">応急措置の状況</td><td rowspan="3">（３）避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（４）自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>（５）その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">（６）応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ)出動人員</td><td colspan="3">(ｲ)主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他(住民等)</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">(今後の見通し等)</td></tr>
</table>

別表２

被害状況報告（速報・中間・最終）

月　　日　　時現在

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 災害発生日時 | | 月　日　時　分 | 災害の原因 | | |
| 災害発生場所 | | | | | |
| 発信 | 機関（市町村）名 | | 受信 | 機関（市町村）名 | |
| | 職・氏名 | | | 職・氏名 | |
| | 発信日時 | 月　日　時　分 | | 受信日時 | 月　日　時　分 |

| 項目 | | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ①人的被害 | 死者 | | 人 | | ※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告 |
| | 行方不明 | | 人 | | |
| | 重傷 | | 人 | | |
| | 軽傷 | | 人 | | |
| | 計 | | 人 | | |
| ②住家被害 | 全壊 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 半壊 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 一部破損 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 床上浸水 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 床下浸水 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 計 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| ③非住家被害 | 全壊 | 公共建物 | 棟 | | |
| | | その他 | 棟 | | |
| | 半壊 | 公共建物 | 棟 | | |
| | | その他 | 棟 | | |
| | 計 | 公共建物 | 棟 | | |
| | | その他 | 棟 | | |
| ④農業被害 | 農地 | 田　流出・埋没等 | ha | | |
| | | 田　浸冠水 | ha | | |
| | | 畑　流出・埋没等 | ha | | |
| | | 畑　浸冠水 | ha | | |
| | 農作物 | 田 | ha | | |
| | | 畑 | ha | | |
| | 農業用施設 | | 箇所 | | |
| | 共同利用施設 | | 箇所 | | |
| | 営農施設 | | 箇所 | | |
| | 畜産被害 | | 箇所 | | |
| | その他 | | 箇所 | | |
| | | | | | |
| | 計 | | | | |

| 項目 | | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑤土木被害 | 道工事 | 河川 | 箇所 | | |
| | | 海岸 | 箇所 | | |
| | | 砂防設備 | 箇所 | | |
| | | 地すべり | 箇所 | | |
| | | 急傾斜地 | 箇所 | | |
| | | 道路 | 箇所 | | |
| | | 橋梁 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 市町村工事 | 河川 | 箇所 | | |
| | | 道路 | 箇所 | | |
| | | 橋梁 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 港湾 | | 箇所 | | |
| | 漁港 | | 箇所 | | |
| | 下水道 | | 箇所 | | |
| | 公園 | | 箇所 | | |
| | 崖くずれ | | 箇所 | | |
| | | | | | |
| | 計 | | 箇所 | | |
| ⑥水産被害 | 漁船 | 沈没流出 | 隻 | | |
| | | 破損 | 隻 | | |
| | | 計 | 隻 | | |
| | 漁港施設 | | 箇所 | | |
| | 共同利用施設 | | 箇所 | | |
| | その他施設 | | 箇所 | | |
| | 漁具（網） | | 件 | | |
| | 水産製品 | | 件 | | |
| | その他 | | 件 | | |
| | 計 | | | | |
| ⑦林業被害 | 道有林 | 林地 | 箇所 | | |
| | | 治山施設 | 箇所 | | |
| | | 林道 | 箇所 | | |
| | | 林産物 | 箇所 | | |
| | | その他 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 一般民有林 | 林地 | 箇所 | | |
| | | 治山施設 | 箇所 | | |
| | | 林道 | 箇所 | | |
| | | 林産物 | 箇所 | | |
| | | その他 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 計 | | 箇所 | | |

| 項目 | | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑧衛生被害 | 水道 | | 箇所 | | |
| | 病院 | 公立 | 箇所 | | |
| | | 個人 | 箇所 | | |
| | 清掃施設 | 一般廃棄物処理 | 箇所 | | |
| | | し尿処理 | 箇所 | | |
| | 火葬場 | | 箇所 | | |
| | 計 | | 箇所 | | |
| ⑨商工被害 | 商業 | | 件 | | |
| | 工業 | | 件 | | |
| | その他 | | 件 | | |
| | 計 | | 件 | | |
| ⑩公立文教施設施設 | 小学校 | | 箇所 | | |
| | 中学校 | | 箇所 | | |
| | 高校 | | 箇所 | | |
| | その他文教施設 | | 箇所 | | |
| | 計 | | 箇所 | | |

| 項目 | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| ⑪社会教育施設被害 | | 箇所 | | |
| ⑫社会福祉施設等被害 | 公立 | 箇所 | | |
| | 法人 | 箇所 | | |
| | 計 | 箇所 | | |
| ⑬その他 | 鉄道不通 | 箇所 | | |
| | 鉄道施設 | 箇所 | | |
| | 被害船舶 | 隻 | | |
| | 空港 | 箇所 | | |
| | 水道 | 戸 | | ― |
| | 電話 | 回線 | | ― |
| | 電気 | 戸 | | ― |
| | ガス | 戸 | | ― |
| | ブロック塀等 | 箇所 | | |
| | 都市施設 | 箇所 | | |
| | 計 | | ― | |
| 被害総額 | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 公共施設被害市町村数 | 団体 | | |
| り災世帯数 | 世帯 | | |
| り災者数 | 人 | | |
| 消防職員出動延人数 | 人 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 火災発生 | 建物 | 件 | |
| | 危険物 | 件 | |
| | その他 | 件 | |
| 消防団員出動延人数 | | 人 | |

| 災害対策本部の設置状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 道（総合振興局又は振興局） | | | |
| | 市町村名 | 名称 | 設置日時 | 廃止日時 |
| | | | | |

| | |
|---|---|
| 災害救助法適用市町村名 | |

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３

被害状況報告（速報・中間・最終）

| 災害・事故名 | |
|---|---|

総合振興局又は振興局

| 項目 | | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ①人的被害 | 死者 | | 人 | | ※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告 |
| | 行方不明 | | 人 | | |
| | 重傷 | | 人 | | |
| | 軽傷 | | 人 | | |
| | 計 | | 人 | | |
| ②住家被害 | 全壊 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 半壊 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 一部破損 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 床上浸水 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 床下浸水 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| | 計 | | 棟 | | |
| | | | 世帯 | | |
| | | | 人 | | |
| ③非住家被害 | 全壊 | 公共建物 | 棟 | | |
| | | その他 | 棟 | | |
| | 半壊 | 公共建物 | 棟 | | |
| | | その他 | 棟 | | |
| | 計 | 公共建物 | 棟 | | |
| | | その他 | 棟 | | |
| ④農業被害 | 農地 | 田 流出・埋没等 | ha | | |
| | | 田 浸冠水 | ha | | |
| | | 畑 流出・埋没等 | ha | | |
| | | 畑 浸冠水 | ha | | |
| | 農作物 | 田 | ha | | |
| | | 畑 | ha | | |
| | 農業用施設 | | 箇所 | | |
| | 共同利用施設 | | 箇所 | | |
| | 営農施設 | | 箇所 | | |
| | 畜産被害 | | 箇所 | | |
| | その他 | | 箇所 | | |
| | | | | | |
| | 計 | | | | |

| 項目 | | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑤土木被害 | 道工事 | 河川 | 箇所 | | |
| | | 海岸 | 箇所 | | |
| | | 砂防設備 | 箇所 | | |
| | | 地すべり | 箇所 | | |
| | | 急傾斜地 | 箇所 | | |
| | | 道路 | 箇所 | | |
| | | 橋梁 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 市町村工事 | 河川 | 箇所 | | |
| | | 道路 | 箇所 | | |
| | | 橋梁 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 港湾 | | 箇所 | | |
| | 漁港 | | 箇所 | | |
| | 下水道 | | 箇所 | | |
| | 公園 | | 箇所 | | |
| | 崖くずれ | | 箇所 | | |
| | | | | | |
| | 計 | | 箇所 | | |
| ⑥水産被害 | 漁船 | 沈没流出 | 隻 | | |
| | | 破損 | 隻 | | |
| | | 計 | 隻 | | |
| | 漁港施設 | | 箇所 | | |
| | 共同利用施設 | | 箇所 | | |
| | その他施設 | | 箇所 | | |
| | 漁具（網） | | 件 | | |
| | 水産製品 | | 件 | | |
| | その他 | | 件 | | |
| | 計 | | | | |
| ⑦林業被害 | 道有林 | 林地 | 箇所 | | |
| | | 治山施設 | 箇所 | | |
| | | 林道 | 箇所 | | |
| | | 林産物 | 箇所 | | |
| | | その他 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 一般民有林 | 林地 | 箇所 | | |
| | | 治山施設 | 箇所 | | |
| | | 林道 | 箇所 | | |
| | | 林産物 | 箇所 | | |
| | | その他 | 箇所 | | |
| | | 小計 | 箇所 | | |
| | 計 | | 箇所 | | |

| 項目 | | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑧衛生被害 | 水道 | | 箇所 | | |
| | 病院 | 公立 | 箇所 | | |
| | | 個人 | 箇所 | | |
| | 清掃施設 | 一般廃棄物処理 | 箇所 | | |
| | | し尿処理 | 箇所 | | |
| | 火葬場 | | 箇所 | | |
| | 計 | | 箇所 | | |
| ⑨商工被害 | 商業 | | 件 | | |
| | 工業 | | 件 | | |
| | その他 | | 件 | | |
| | 計 | | 件 | | |
| ⑩公立文教施設施設 | 小学校 | | 箇所 | | |
| | 中学校 | | 箇所 | | |
| | 高校 | | 箇所 | | |
| | その他文教施設 | | 箇所 | | |
| | 計 | | 箇所 | | |

| 項目 | | | 件数等 | 被害金額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| ⑪社会教育施設被害 | | 箇所 | | |
| ⑫社会福祉施設等被害 | 公立 | 箇所 | | |
| | 法人 | 箇所 | | |
| | 計 | 箇所 | | |
| ⑬その他 | 鉄道不通 | 箇所 | | |
| | 鉄道施設 | 箇所 | | |
| | 被害船舶 | 隻 | | |
| | 空港 | 箇所 | | |
| | 水道 | 戸 | | ― |
| | 電話 | 回線 | | ― |
| | 電気 | 戸 | | ― |
| | ガス | 戸 | | ― |
| | ブロック塀等 | 箇所 | | |
| | 都市施設 | 箇所 | | |
| | 計 | | ― | |
| 被害総額 | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 公共施設被害市町村数 | 団体 | | |
| り災世帯数 | 世帯 | | |
| り災者数 | 人 | | |
| 消防職員出動延人数 | 人 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 火災発生 | 建物 | 件 | |
| | 危険物 | 件 | |
| | その他 | 件 | |
| 消防団員出動延人数 | | 人 | |

| 災害対策本部の設置状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 道（総合振興局又は振興局） | | | |
| | 市町村名 | 名称 | 設置日時 | 廃止日時 |
| | | | | |

| | |
|---|---|
| 災害救助法適用市町村名 | |

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表４

| 被害区分 | | 判定基準 |
|---|---|---|
| ①人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。<br>（１）当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。<br>（２）Ａ町のものが隣接のＢ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｂ町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）<br>（３）氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。 |
| | 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。<br>（１）死者欄の（２）（３）を参照。 |
| | 重傷者 | 災害のため負傷し、１カ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。<br>（１）死者欄の（２）（３）を参照。 |
| | 軽傷者 | 災害のため負傷し、１カ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。<br>（１）死者欄の（２）（３）を参照。 |
| ②住家被害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。<br>（１）物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。<br>（２）商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。<br>（３）住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。 |
| | 世帯 | 生活を一つにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。<br>（１）同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。 |
| | 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。<br>（１）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。 |
| | 半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。<br>（１）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。 |
| | 一部破損 | 全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のもの。<br>（１）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。 |
| | 床上浸水 | 住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。<br>（１）被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。 |
| | 床下浸水 | 住家が床上浸水に達しないもの。<br>（１）被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。 |
| ③非住家被害 | 非住家 | 非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。<br>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。<br>（１）公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。<br>（２）その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。<br>（３）土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。<br>（４）被害額の算出は、住家に準ずる。 |
| ④農業被害 | 農地 | 農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。<br>（１）流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10％以上が流出した状態をいう。<br>（２）埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径１㎜以下にあっては２㎝、粒径0.25ｍｍ以下の土砂にあっては５㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。<br>（３）被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。 |

| 被害区分 | | 判定基準 |
|---|---|---|
| ④農業被害 | 農作物 | 農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。<br>（１）浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。<br>（２）倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。<br>（３）被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 |
| | 農業用施設 | 頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 共同利用施設 | 農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 営農施設 | 農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 畜産被害 | 施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。 |
| | その他 | 上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。 |
| ⑤土木被害 | 河川 | 河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 海岸 | 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 砂防設備 | 砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 地すべり防止施設 | 地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 急傾斜地崩壊防止施設 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 道路 | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 橋梁 | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 港湾 | 港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | 漁港 | 漁港法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 下水道 | 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 公園 | 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑥水産被害 | 漁船 | 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。<br>（１）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。<br>（２）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。 |
| | 漁港施設 | 外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。<br>（１）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | 共同利用施設 | 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。<br>（１）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | その他施設 | 上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。<br>（１）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | 漁具（網） | 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。<br>（１）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | 水産製品 | 加工品、その他の製品をいう。<br>（１）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 |

| 被害区分 | | 判定基準 |
|---|---|---|
| ⑦林業被害 | 林地 | 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 治山施設 | 既設の治山施設等をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 林道 | 林業経営基盤整備の施設道路をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 林産物 | 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。<br>（１）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 |
| | その他 | 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。<br>（１）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| ⑧衛生被害 | 水道 | 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 病院 | 病院、診療所、助産所等をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 清掃施設 | ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 火葬場 | 火葬場をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑨商工被害 | 商業 | 商品、原材料等をいう。<br>（１）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 |
| | 工業 | 工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。<br>（１）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。 |
| ⑩公立文教施設被害 | | 公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑪社会教育施設被害 | | 図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑫社会福祉施設等被害 | | 老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑬その他 | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。 |
| | 鉄道施設 | 線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 被害船舶（漁船除く） | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 空港 | 空港整備法第４条第１項第５号及び第５条第１項の規定による空港をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 水道（戸数） | 上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。 |
| | 電話（戸数） | 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。 |
| | 電気（戸数） | 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。 |
| | ガス（戸数） | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。 |
| | ブロック塀等 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 都市施設 | 街路等の都市施設をいう。<br>（１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | | 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。 |

# 10　協定

## 資料10　協定

令和４年４月１日現在

| 締結名称 | 締結先 |
|---|---|
| 災害等の発生時における厚沢部町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定 | 北海道エルピーガス災害対策協議会 |
| 災害時におけるＬＰガス供給の協力に関する協定 | （社）北海道エルピーガス協会　道南支部 |
| 大規模災害時等における連携に関する協定 | 陸上自衛隊第 11 旅団第 28 普通科連隊 |
| 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 | 一般社団法人函館地区トラック協会 |
| 災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 | 株式会社　シード |
| 災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 | 厚沢部商工会 |
| 災害時における赤沼町ふれあいセンター代替避難所としての設置運営に関する協定 | 社会福祉法人　厚沢部福祉会 |
| 災害発生時における厚沢部町と厚沢部町内郵便局の協力に関する協定 | 日本郵便株式会社北海道支社 |
| 災害時における飲料の提供等に関する協定 | サントリービバレッジソリューション株式会社 |
| 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定 | 株式会社セブンイレブンジャパン |
| 災害時における応急給食等業務の協力に関する協定 | ハーベスト株式会社 |
| 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 | 函館地方石油業協同組合 |
| 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ | 北海道開発局 |
| 災害時における応急及び復旧対策に関する協定 | 厚沢部建設協会 |
| 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 | 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 |
| 災害時協力協定 | 一般財団法人北海道電気保安協会 |
| 災害時における応急及び復旧対策に関する協定 | 株式会社　細畑林業 |
| 災害時における相互連携の協力に関する協定 | 北海道電力<br>北海道電力ネットワーク |